

虻田町・洞爺村

新町建設計画

虻田町・洞爺村合併協議会

目 次

I 序 論	1
1. 新町建設計画の策定方針	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の構成	2
(3) 計画期間	3
(4) 計画策定の基本方針	3
2. 合併の必要性	4
(1) 合併の背景	4
(2) 合併の必要性	7
II 新町の概況	10
1. 位置と地勢	11
2. 人口と世帯	12
(1) 総人口及び年齢階層別人口、総世帯数	12
(2) 就業人口	13
3. 道路・交通条件	15
III 新町建設の基本方針	18
1. 新町の特性と基本課題	19
(1) 新町の明日に生かす特性	19
(2) 現行総合計画にみるまちづくりの方向性	23
(3) 新町まちづくりの基本課題	26
2. 新町の将来像	29
(1) 新町まちづくりの基本理念	29
(2) 新町の将来像	30
3. 将来像実現のための基本目標	31
4. 人口の見通し	38

(1) 総人口	38
(2) 年齢階層別人口	38
(3) 総世帯数	38
5. 土地利用の方向	40
(1) 土地利用の基本方針	40
(2) 地域別土地利用の方向性	42

IV 新町の施策 44

1. 新たな定住と交流を育む都市基盤づくり	45
(1) 総合的土地利用の推進	45
(2) 市街地の整備	45
(3) 住宅・宅地の整備	45
(4) 道路・交通網の整備	45
(5) 情報ネットワークの整備	46
(6) 消防・防災体制の整備	46
(7) 交通安全・防犯体制の整備	47
2. 自然と共生する快適環境のまちづくり	50
(1) 環境・景観の保全と創造	50
(2) 水道の整備	50
(3) 下水道等の整備	50
(4) 環境衛生の充実	51
(5) 公園・緑地・水辺の整備	51
(6) 温泉資源の保全と活用	51
3. 交流と活力に満ちた元気産業のまちづくり	53
(1) 農業の振興	53
(2) 林業の振興	53
(3) 水産業の振興	53
(4) 商工業の振興と新産業の開発	54
(5) 観光の振興	54
(6) 雇用対策の充実	55
(7) 消費者対策の充実	55
4. やさしさあふれる健康福祉のまちづくり	57
(1) 保健・医療の充実	57

(2) 地域福祉の充実	57
(3) 高齢者福祉の充実	57
(4) 障害者福祉の充実	58
(5) 子育て支援の充実	58
(6) 社会保障の充実	58
5. 人が輝き文化が香る生涯学習のまちづくり	60
(1) 生涯学習社会の確立	60
(2) 学校教育の充実	60
(3) 青少年の健全育成	61
(4) スポーツ活動の促進	61
(5) 芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用	61
(6) 国際交流・地域間交流活動の展開	62
6. ともに築く協働・自立のまちづくり	64
(1) 男女共同参画社会・人権尊重社会の形成	64
(2) コミュニティ活動の促進	64
(3) 協働のまちづくりの推進	64
(4) 自律・自立の自治体経営の推進	65

V 新町における北海道事業の推進 66

1. 北海道の役割	67
2. 新町における北海道事業	68

VI 公共施設の統合整備の基本的考え方 69

VII 財政計画	71
1. 前提条件	72
(1) 基本的考え方	72
(2) 計画の前提条件	72
(3) 各項目の推計の考え方	73
2. 財政計画	78

I 序論

1. 新町建設計画の策定方針

2. 合併の必要性

1. 新町建設計画の策定方針

(1) 計画の位置づけ

この新町建設計画は、虻田町、洞爺村の2町村（以下、2町村）が合併した場合の新町のまちづくりの将来ビジョンとなるものであり、本計画の実行を図ることで新町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展をめざすものとします。

なお、新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において本計画を基礎に策定する総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新町のまちづくりのための基本構想となる「新町建設の基本方針」と、それを実現するための「新町の施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心に、以下の内容で構成します。

- I 序 論
- II 新町の概況
- III 新町建設の基本方針
- IV 新町の施策
- V 新町における北海道事業の推進
- VI 公共施設の統合整備の基本的考え方
- VII 財政計画

(3) 計画期間

本計画の期間は、平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間とします。

(4) 計画策定の基本方針

- 計画はハード面の整備だけではなく、ソフト面にも配慮した計画とします。
- 計画の内容が実現困難なものであったり、2町村の総合計画を合わせただけのものとならないよう、真に新町の建設に資する事業を選び、健全な行財政運営に裏づけられた着実な計画とします。
- 計画の実施を通じて、地域の特性や個性を生かし、均衡ある発展に留意しながら、地域全体の生活水準、文化水準を高めるものとします。
- 行政と地域住民がよきパートナーとして、協働関係を構築できる計画とします。
- 新町の建設を効果的に進めるため、事務事業の見直し等による組織及び運営の合理化を図るものとします。
- 財政計画については、2町村の財政状況を踏まえつつ、地方交付税、国や道の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もらないようにし、健全かつ計画的な財政運営が行われるよう十分留意するものとします。

2. 合併の必要性

(1) 合併の背景

平成の大合併がいよいよ大詰めを迎えていましたが、今、なぜ合併なのか、その主な背景と、2町村とのかかわりをまとめると、以下のとおりです。

背景1

実行段階を迎えた地方分権

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方のもと、地方分権（従来の国主導型行政ではなく、住民に身近な行政を身近な地方自治体が行うようにするための国と地方との関係や役割分担の改革）が加速度を増し、今、まさに実行段階を迎えています。

2町村においても、これまで多様な分野で地方分権を推進してきましたが、これからは、自己決定・自己責任の原則に基づき、住民と協働しながら自らの進むべき方向を自ら決定し、具体的な施策を自ら実行していくことのできる能力がより一層強く求められます。

背景2

危機的状況にある国・地方財政

国と地方とを合わせた長期債務残高が平成16年度末で719兆円程度（うち地方分は204兆円程度）と見込まれるなど、国・地方の財政は危機的状況にあります。

このような状況の中、地方財政の構造改革と税源移譲などの「三位一体の改革」が進められ、これまで自治体の財政を支えてきた地方交付税制度も大きく変革しつつあり、地方交付税等の依存財源に頼るところが大きい2町村においても、予算編成上すでに大きな影響を受けているほか、財政状況は今後もさらに厳しさを増すことが見込まれ、このままで

は、財政運営が成り立たなくなることも考えられます。

このため、今後も現行の行政サービスを維持するためには、より一層簡素で効率的な体制を構築することが求められます。

背景3

急速に進む少子高齢化

現在、わが国では、世界に例をみない速度で少子高齢化が進行しており、戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）がすべて高齢期に入るおよそ10年後には、高齢者人口の急激な増加が見込まれ、わが国の少子高齢化にとって新たな局面を迎えることが予想されています。

2町村では、特に急速に少子高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢化率（平成12年国勢調査）は25.3%と国（17.3%）、道（18.2%）の水準を大幅に上回り、すでに4人に1人以上が高齢者となっているほか、14歳以下の年少人口比率も13.0%と国（14.6%）、道（13.9%）の水準を下回っています。

こうした少子高齢化やこれに伴う人口の減少は、社会全体に大きな影響を及ぼし、特に医療・福祉・介護などにかかわる行政の財政負担が急激に増加することが予想され、財政基盤の強化やサービスを安定的に提供できる体制の確立が求められます。

背景4

求められる持続可能な循環型社会の形成

「環境の世紀」といわれる21世紀初頭を迎え、地球温暖化等の地球環境問題の深刻化や地域における生活型の公害問題の発生、ダイオキシン類等の化学物質による新たな環境問題の発生等を背景に、世界・国・地域のあらゆる主体が持続可能な循環型社会の形成に向けた具体的な行動をおこすべき時代が到来しています。

2町村においても、自然環境の保全やリサイクル・省資源・省エネルギーの促進、環境にやさしい農林水産業の促進など、循環型社会の形成に向けた取り組みを積極的に進めていますが、支笏洞爺国立公園に代表

される美しい自然環境・景観の保全をはじめ、洞爺湖などの河川環境の保全、内浦湾の水質保全、さらには地球環境の保全など、広域的な対応が必要な課題も多く、より広い範囲での一体的・効果的な取り組みが求められます。

背景5

ますます拡大する住民の生活圏

道路・交通網の整備等により、住民の生活圏は、住んでいる自治体の区域を大きく越え、さらに拡大しつつあります。2町村においても、住んでいる町村以外への通勤や通学、通院、買い物などが多くみられます。

こうした生活圏の拡大とともに行政ニーズも変化し、多様化、広域化の傾向を強めており、生活圏と行政区域とが一致した広域的な取り組みが求められる課題がますます増加していくことが予想されます。

このため、農林水産業や観光等の産業振興や道路・交通・情報通信網等の都市基盤整備など、広域的・総合的な対応が必要な課題については、町村の枠組みを越えた広い視野からの施策の推進が求められます。

背景6

求められる住民と行政との協働のまちづくり

本格的な地方分権時代が到来する中、住民側においても、自分たちの地域を自分たちでつくるという気運が高まりつつあり、住民主導の特色ある地域づくりや様々な地域課題の解決に向けた住民活動、住民と行政との協働のまちづくりが全国的に活発化しています。

2町村においても、産業振興や芸術・文化・スポーツなどの分野をはじめ、多様な分野で数多くの住民団体やボランティア団体などが組織され、活発な活動が行われています。

こうした住民活動や住民と行政との協働のまちづくりは、地方分権時代の自立したまちづくりの原動力となるものであり、より多数かつ多分野にわたる住民パワーの結集や住民と行政とのパートナーシップ（協力関係）の確立が求められます。

(2) 合併の必要性

2町村の合併の必要性について、これまでみてきた合併の背景と、2町村の現状や地域特性を踏まえてまとめると、以下のとおりです。

必要性 1

地方分権時代の自律・自立のまちづくりを進めるために

地方分権が実行段階を迎えるにあたり、これからの自治体には、自己決定・自己責任能力が一層強く求められ、地方分権を担う人材の育成・確保や、権限移譲・税源移譲の受け皿となりうる行政組織・機構の再編など、行政体制全般の強化が必要です。また、「三位一体の改革」に伴い、2町村ともに財政状況が一層厳しさを増すことが見込まれる中で、現行の行政サービスを維持するためには、財政基盤の強化が必要です。

また、地方分権時代に即した自律・自立の新たな地域社会を構築するためには、こうした行政財政能力の強化に加え、より多くの住民パワーの結集と、住民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠です。

しかし、これらの課題を解決するには、小規模町村単独では限界があり、今こそ2町村は合併して一体となり、地方分権時代にふさわしい行政体制の確立と、合併による財政規模の拡大や人件費等の経費削減効果、国・道の財政支援措置等を生かした財政基盤の強化を図るとともに、より多数かつ多分野にわたる住民パワーの結集や住民と行政とのパートナーシップの確立を進めていく必要があります。

必要性 2

少子高齢化の急速な進行や、高度化、多様化する行政ニーズに対応するために

少子高齢化の急速な進行やこれに伴う人口の減少は、人口構成のバランスを大きく変化させ、社会全体に多大な影響を及ぼすことが見込まれます。2町村では、国や道の水準を上回る勢いで少子高齢化が進み、今

後もこの傾向はさらに加速することが見込まれており、特に、労働人口の減少による税収の減少と高齢者人口の増加による医療・福祉・介護などにかかる財政負担の急激な増加により、現行の行政サービスを維持していくことが困難になることが予想されます。

また、ＩＴ（情報技術）の高度利用による情報化や国際化の一層の進展、地球規模での環境保全意識の高まり、有珠山噴火災害からの復興による新しいまちづくりの進展、北海道新幹線整備計画の進展など、社会環境の急速な変化に伴い、あらゆる分野において、行政ニーズはますます高度化、多様化していくことが予想されます。

このような中で、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、財政基盤の一層の強化や効率的な財政運営の推進をはじめ、専任組織・専門職員の配置・増強や管理部門のスリム化による住民サービス部門の充実など行政組織・機構の再編、公共施設の有効利用や適正配置の推進など、総合的な体制整備が必要であり、今こそ2町村は合併し、単独の町村では困難であった総合的な行財政改革を進めていく必要があります。

必要性3

合併を契機に、産業基盤を強化し、新しいまちづくりにチャレンジするために

2町村は、洞爺湖温泉や有珠山に代表される優れた観光・交流資源を有する北海道有数の観光地として、また温暖な気候と肥沃な土地、内浦湾の静穏な海域を生かした農業と水産業のまちとして発展してきました。また、これらと連携した商工業の振興にも努めてきました。

しかし、長引く不況や規制緩和、生産拠点の海外進出、消費者ニーズ・観光ニーズの多様化など、わが国の産業全体を取り巻く環境が依然として厳しい状況にある中で、農・水産業従事者の減少や高齢化、後継者不足、商工業機能の低下、冬季観光及び滞在型観光の伸び悩みなどがみられ、有珠山噴火の影響からはほぼ回復しているものの、2町村の産業は総体的に停滞傾向にあります。また、これら地域産業の動向や少子高齢化の急速な進行に伴い、人口も大幅に減少してきており、将来的な

地域活力の低下も危惧されるところです。

このような中で、2町村が今後とも活力を維持し、若者が定住し多くの人々が交流する魅力あふれるまちとしてさらに発展していくためには、地域活性化の原点である産業基盤の強化を図り、新しいまちづくりに挑戦していくことが必要であり、今こそ2町村は合併し、それぞれの地域特性・資源を一体化・共有化し、基幹産業である観光・農業・水産業を柱とした自立度の高い産業基盤を確立する必要があります。

必要性4

住民ニーズと地域特性に即した一体的・効率的な まちづくりを進めるために

2町村は、かつて一つのまちであった歴史（洞爺村は大正9年に虻田町から分村）をはじめ、湖と海と緑に包まれた美しい自然環境・景観、それらを生かした観光・交流を重点とするまちづくり、さらには少子高齢化、人口減少の急速な進行や商工業の衰退等の地域課題など、多くの共通点を持っています。

また、行政面においても、高度化、広域化する行政ニーズに対応するため、2町村を含めた西胆振8市町村の枠組みで西胆振広域圏振興協議会を設立し、広域市町村圏計画の策定・推進をはじめ、多様な広域施策を連携して進めているほか、廃棄物処理やし尿処理、消防、介護認定等の分野においても、西いぶり廃棄物処理広域連合や胆振西部衛生組合、西胆振消防組合、胆振西部6市町村介護認定審査会を設立して共同事業を推進し、互いに連携を深めてきました。さらに、洞爺湖周辺6市町村による「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」などの推進についても、連携して進めているところです。

このように2町村は、多くの共通点を持つとともに、すでに様々な分野で連携したまちづくりが行われていることから、今こそ2町村は合併し、共通点やこれまでの取り組みを生かしながら、住民ニーズや地域特性に即した一体的・効率的なまちづくりを進めていく必要があります。

II 新町の概況

1. 位置と地勢
2. 人口と世帯
3. 道路・交通条件

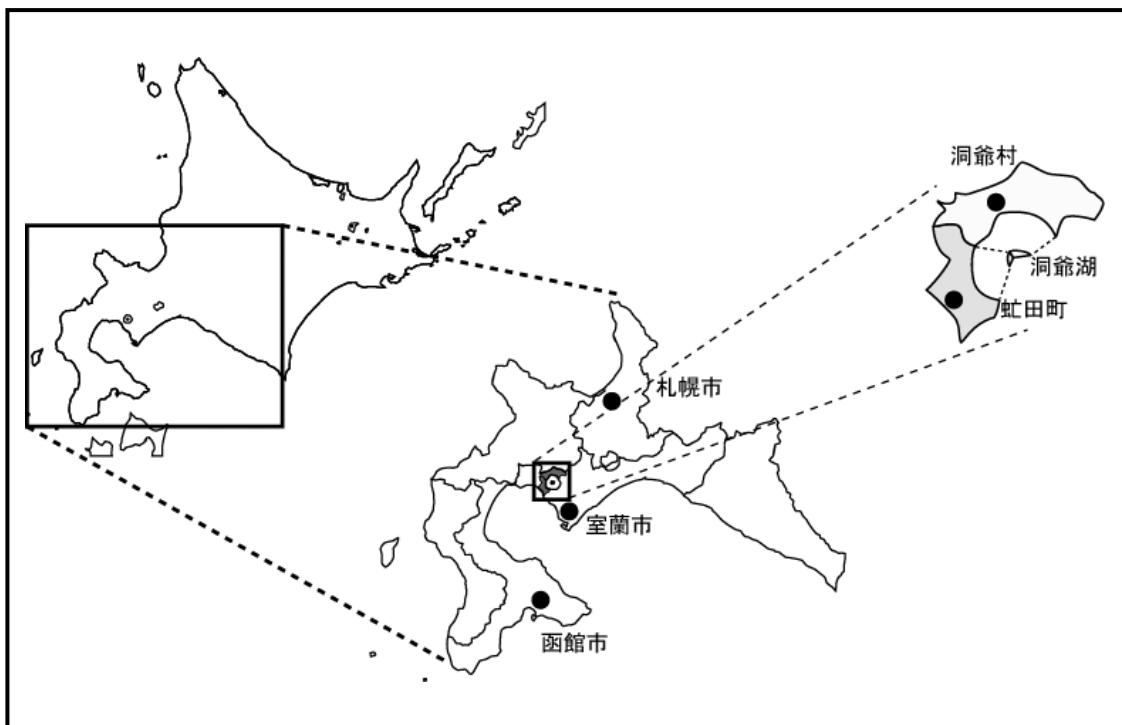
1. 位置と地勢

新町は、北海道の中央南西部に位置し、支笏洞爺国立公園の活火山有珠山や洞爺湖を配し、南は日本最大の円形湾、内浦湾（噴火湾）に面しています。東西に約19km、南北に約22kmであり、自然豊かな地勢を有しています。

東は伊達市、壮瞥町、大滝村、北は留寿都村、西は豊浦町に接し、札幌市中心部まで約120km、室蘭市まで約40km、函館市まで約140kmの距離にあります。

総面積は約181km²で、江別市とほぼ同程度の大きさとなります。

新町の位置



2. 人口と世帯

(1) 総人口及び年齢階層別人口、総世帯数

新町の総人口は 10,622 人（平成 12 年国勢調査）と約 1 万 1 千人の規模となります。昭和 60 年以降の状況をみると、昭和 60 年から平成 7 年は減少、平成 7 年から平成 12 年は有珠山噴火（平成 12 年）や大型企業倒産（平成 10 年）の影響により大幅な減少となっており、この 15 年間で 3,127 人の減少となっています。

年齢階層別にみると、14 歳以下の年少人口は 1,378 人（13.0%）、15~64 歳の生産年齢人口は 6,553 人（61.7%）、65 歳以上の老人人口は 2,691 人（25.3%）で、年少人口及び生産年齢人口は人数、構成比率ともに減少傾向にある一方で、老人人口は人数、構成比率ともに大幅に増加しています。年少人口比率（13.0%）は国（14.6%）、道（13.9%）の水準を下回り、高齢化率（25.3%）は国（17.3%）、道（18.2%）の水準を大幅に上回っており、少子高齢化が急速に進行しています。

また、新町の総世帯数は 4,286 世帯で、やはり平成 7 年から平成 12 年は大幅に減少しています。一世帯当人数は 2.48 人で、おむね減少傾向にあり、核家族化が進んでいることを示しています。

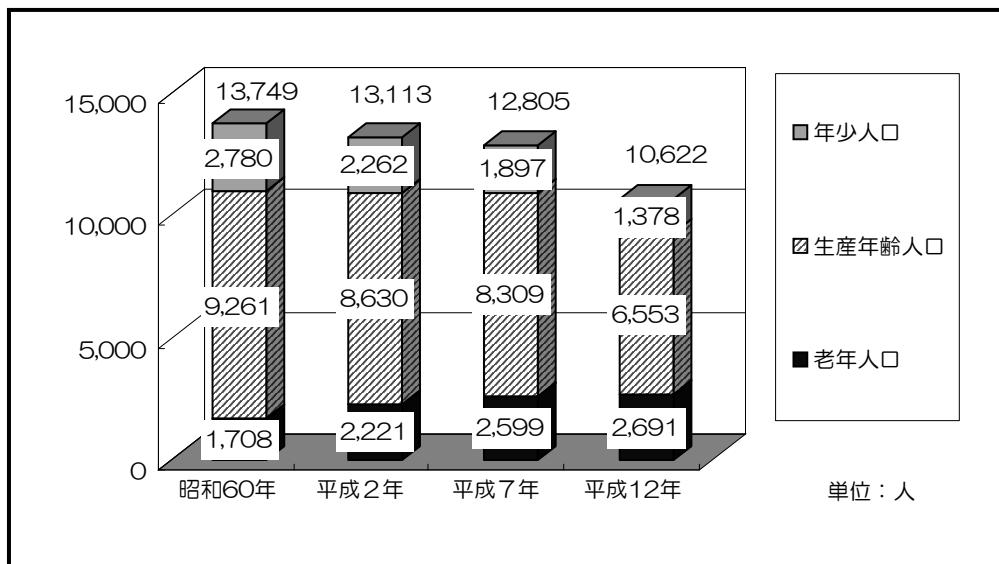
総人口及び年齢階層別人口、総世帯数の推移

（単位：人、世帯、人／世帯、%）

項目	年	年平均伸び率					
		S60~H2	H2~H7	H7~H12			
総人口	13,749	13,113	12,805	10,622	△ 0.94	△ 0.47	△ 3.67
年少人口 (14歳以下)	2,780 (20.2%)	2,262 (17.2%)	1,897 (14.8%)	1,378 (13.0%)	△ 4.04	△ 3.46	△ 6.19
生産年齢人口 (15~64歳)	9,261 (67.4%)	8,630 (65.9%)	8,309 (64.9%)	6,553 (61.7%)	△ 1.40	△ 0.76	△ 4.64
老人人口 (65歳以上)	1,708 (12.4%)	2,221 (16.9%)	2,599 (20.3%)	2,691 (25.3%)	5.39	3.19	0.70
世帯数	4,827	4,766	5,096	4,286	△ 0.25	1.35	△ 3.40
一世帯当人数	2.85	2.75	2.51	2.48	-	-	-

資料：国勢調査

総人口及び年齢階層別人口の推移



資料：国勢調査

(2) 就業人口

新町の就業人口総数は 5,001 人（平成 12 年国勢調査）と約 5 千人となっており、昭和 60 年以降の状況をみると、平成 7 年までは 6 千 8 百人前後で推移してきましたが、平成 12 年には大幅に減少し、この 15 年間で 1,991 人の減少となっています。

各産業別にみると、第 1 次産業が 778 人（15.6%）、第 2 次産業が 999 人（20.0%）、第 3 次産業が 3,224 人（64.5%）となっており、第 1 次産業の構成比率が国（5.0%）や道（8.1%）に比べて非常に高く、農業と水産業のまちであることを裏づけています。

平成 7 年から平成 12 年の状況をみると、すべての産業で減少していますが、やはり有珠山噴火や大型企業倒産の影響により、第 2 次産業及び第 3 次産業の減少が目立っています。

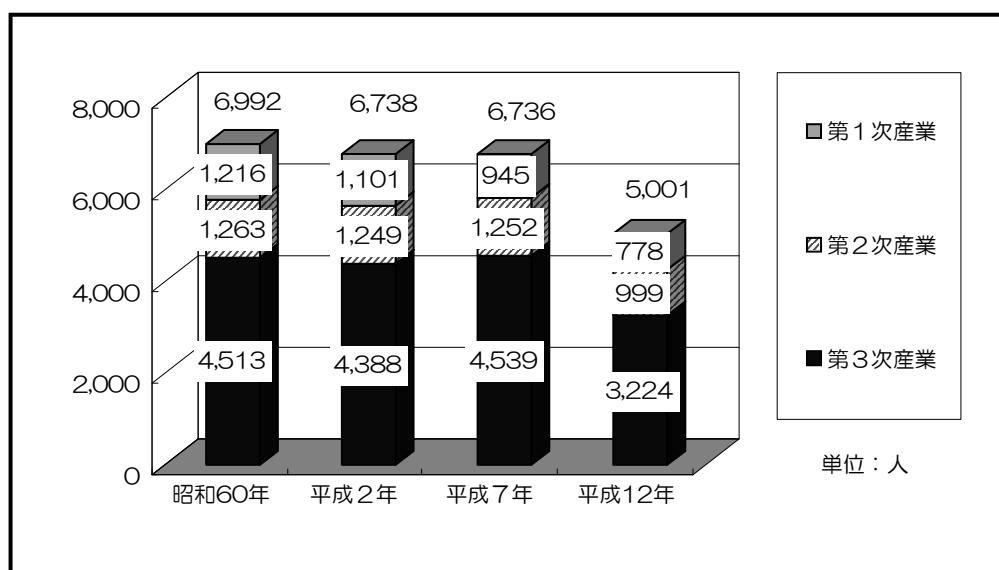
就業人口の推移

(単位：人、%)

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60~H2	H2~H7	H7~H12
総人口	13,749	13,113	12,805	10,622	△ 0.94	△ 0.47	△ 3.67	-
就業人口総数	6,992	6,738	6,736	5,001	△ 0.74	△ 0.01	△ 5.78	-
第1次産業	1,216 (17.4%)	1,101 (16.3%)	945 (14.0%)	778 (15.6%)	△ 1.97	△ 3.01	△ 3.81	-
第2次産業	1,263 (18.1%)	1,249 (18.5%)	1,252 (18.6%)	999 (20.0%)	△ 0.22	0.05	△ 4.41	-
第3次産業	4,513 (64.5%)	4,388 (65.1%)	4,539 (67.4%)	3,224 (64.5%)	△ 0.56	0.68	△ 6.61	-
就業率	50.9%	51.4%	52.6%	47.1%	-	-	-	-

資料：国勢調査

就業人口の推移



資料：国勢調査

3. 道路・交通条件

新町は、道都札幌市及び北海道の空の玄関・新千歳空港から車で2時間、室蘭市から1時間の圏内に位置しており、また苫小牧市や小樽市などの道央圏諸都市からも比較的近い距離にあり、恵まれた立地条件があります。さらに現在、北海道縦貫自動車道の函館市までの延伸や北海道新幹線の整備が計画されており、将来的な広域的アクセスの一層の向上が期待されています。

現在、新町には、道央圏と道南圏を結ぶ交通動脈として、北海道縦貫自動車道が整備され、虻田洞爺湖インターチェンジ（近年中に移設予定）が設置されています。また、町内の道路網としては、海岸線に沿って東西に走る国道37号と、南北に縦貫する国道230号を中心に、道道、町村道によって構成されています。

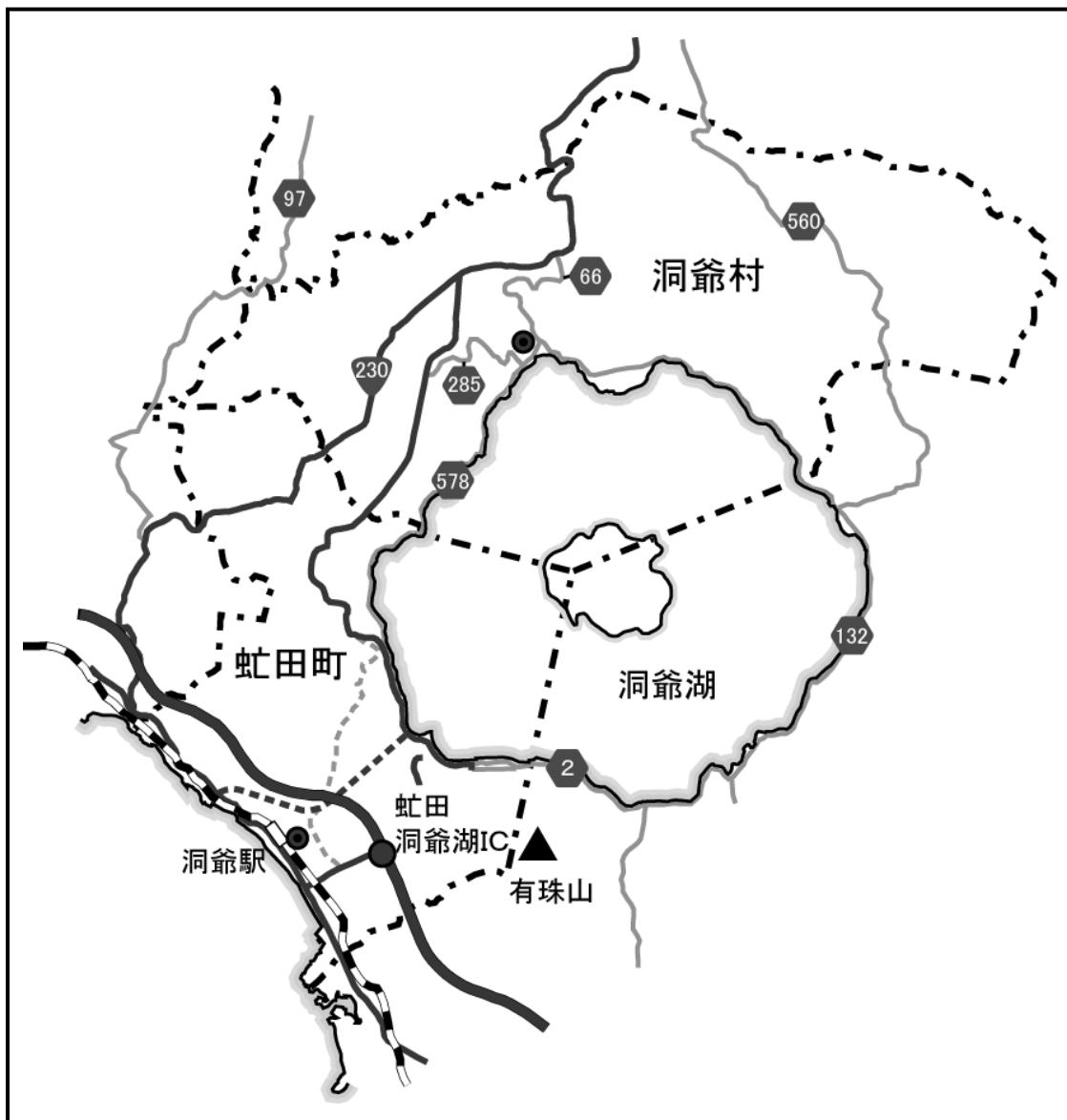
鉄道については、JR室蘭本線が国道37号とほぼ並行して走り、特急停車駅である洞爺駅を有しています。

バス交通については、路線バスが運行されていますが、利用者の減少などから路線の維持が課題となっています。また、洞爺湖と札幌を結ぶ高速バスが運行されており、観光客や住民の広域的な交通手段として大きな役割を果たしています。

広域交通体系からみた新町



新町の主要な道路・交通網



III 新町建設の基本方針

1. 新町の特性と基本課題
2. 新町の将来像
3. 将来像実現のための基本目標
4. 人口の見通し
5. 土地利用の方向

1. 新町の特性と基本課題

(1) 新町の明日に生かす特性

新町の将来像を定めるためには、新町の明日に生かす特性を整理するとともに、現行の総合計画等による2町村のこれまでのまちづくりの方向性を踏まえ、新町としての基本的な課題を設定する必要があります。

まず、新町としての明日に生かす代表的な特性を、長所を伸ばす視点でまとめると、以下のとおりです。

特性1

温暖な気候と美しい湖、豊かな海、緑の大地につつまれた、素晴らしい自然環境・景観を誇るまち

新町は、津軽海峡を流れる対馬暖流の影響を受け、冷涼な北海道にあって比較的温暖な気候に恵まれ、“北海道の湘南地方”といわれているほか、支笏洞爺国立公園の活火山有珠山や洞爺湖を配し、南は日本最大の円形湾、内浦湾に面しており、美しい湖と豊かな海、緑あふれる大地につつまれた素晴らしい自然環境・景観を誇ります。

これらの自然は、住民の貴重な財産であり、新町ならではの貴重な地域資源であることから、環境・景観保全を基本に、新町のまちづくりに生かしていくことが求められます。

特性2

多彩で魅力ある観光・交流資源に恵まれた、北海道を代表する観光のまち

新町は、全国的に有名な温泉郷である洞爺湖温泉をはじめ、平成12年の噴火により新たな観光資源が加わった西山火口や金比羅火口、洞爺湖畔のキャンプ場、水の駅、都市と農村との交流施設、洞爺湖ぐるっと彫刻公園、特色あるイベントや祭り、特産品や土産品、さらには民間のホテルやスキー場、ゴルフ場等々、多彩で魅力ある観光・交流資源に恵まれ、北海道を代表する観光地を形成しており、国内外から多くの観光客

が訪れています。

新町のまちづくりにあたっては、これらの多様な観光・交流資源を一体的かつ有効に活用し、さらに多くの人が訪れる一大観光地づくりを進め、新たなまちの活力につなげていくことが求められます。

特性3

野菜生産・畜産とホタテ貝養殖に代表される農業と水産業のまち

新町は、温暖な気候と肥沃な土地、都市に近接する立地条件等を生かした農業のまちとして、また、内浦湾の静穏な海域を生かした水産業のまちとして発展してきました。

農業では、野菜をはじめいも類、豆類、水稻などの生産や酪農を中心とした畜産等が行われ、北海道有数の農業地帯を形成しており、特に、セルリー、大葉赤シソは北海道トップクラスの生産量を誇ります。また、水産業では、ホタテ貝の養殖が盛んに行われているほか、サケ、カレイ、カニ、ウニなど豊富で新鮮な魚介類が水揚げされています。

さらに、これら農水産物を生かした加工特産品や料理も数多く開発されているほか、農水産物の直売や体験・観光農業の展開など、都市や消費者との交流による農・水産業の展開も進められています。

このように新町は、特色ある農業と水産業を大切に育んできたまちであり、これらを次代に伝え、さらに発展させていくことが求められます。

特性4

札幌市や新千歳空港をはじめ、拠点都市等に近接する、交通立地条件に恵まれたまち

新町は、北海道の中央南西部に位置し、道都札幌市及び北海道の空の玄関・新千歳空港から車で2時間、室蘭市から1時間の圏内にあるとともに、苫小牧市や小樽市などの道央圏諸都市からも比較的近い距離にあります。

また、北海道縦貫自動車道が整備され、虻田洞爺湖インターチェンジ（近年中に移設予定）が設置されているほか、JR室蘭本線が走り、特急停車駅である洞爺駅を有し、さらに海岸線に沿って走る国道37号と札

幌市に直結する国道 230 号が結節するなど、交通の要衝にあります。

さらに現在、北海道縦貫自動車道の函館市までの延伸、北海道新幹線の整備が計画されており、今後、新町の発展可能性は一層高まっていくことが見込まれます。

新町のまちづくりあたっては、より広域的な視野に立ち、こうした交通の要衝としての発展可能性をさらに高めるまちづくりを進めていくことが求められます。

特性5

有珠山噴火災害からの復興とともに未来に向かた新しい地域づくりが進められているまち

新町では、平成 12 年 3 月 31 日に有珠山西山西麓、4 月 1 日に有珠山北西側の金比羅山西側山麓で噴火が発生し、多くの地域住民が長期にわたる避難生活を余儀なくされたほか、住民生活や観光業など産業活動の多くの面で大きな被害を受けました。

そして噴火災害後、今後のまちづくりも見据え、生活再建と防災まちづくり、産業復興を基本とし、「火山観光都市」をめざす復興計画を策定し、これに基づいた各種の復興事業を地域住民とともに進めてきました。現在、大規模なハード事業はほぼ完了しつつあり、今後は、魅力ある観光地づくりに向けた各種関連施設の整備等が予定されています。

このように新町は、火山災害からの復興とともに新たな地域づくりが進められているまちであり、今後とも関係機関・団体や地域住民と一緒にとなって、新たな地域づくりに取り組んでいくとともに、新町全体の発展に生かしていくことが求められます。

特性6

温和で郷土愛あふれる人々が住み、住民活動が活発なまち

都市化の進展や価値観の多様化等に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、温暖な気候や美しい自然環境、様々な苦難を乗り越えて郷土を築いてきた開拓の歴史等によって育まれてきた住民のあたたかい心や人ととのつながりの強さ、ふるさとを愛する心

は、新町としての誇りうる特性の一つです。また、こうした地域性等を背景に、それぞれの地域において、様々な住民団体、ボランティア団体、NPO等が組織され、福祉や産業、芸術・文化、まちおこし、災害復興など多様な分野で住民主導のまちづくりや住民と行政との協働によるまちづくりが活発に行われています。

新町のまちづくりにおいては、こうした住民のパワーとエネルギーをさらに結集し、地方分権時代に即した自律・自立のまちづくりの原動力として生かしていくことが求められます。

(2) 現行総合計画にみるまちづくりの方向性

2町村が進めてきたまちづくりの方向性を踏まえるため、現行の総合計画から、将来像や目標、施策体系等を抜粋すると、以下のとおりです。

現行総合計画にみるまちづくりの方向性

虹 田 町

■計画の名称及び期間■

新虹田町まちづくり総合計画（平成9年度～平成18年度）

■将来像■

^{うみ}
緑と湖海と心のふれあう町づくり

～自然と文化が調和するまちづくりと、健康な心身と思いやりがかかる、ふるさとあぶたの創造をめざす～

■具体的目標■

- 明るく住みよい生活環境をめざして
- 健康で明るく充実した福祉をめざして
- 自然と調和した活力ある産業をめざして
- 人間性豊かな教育文化をめざして
- 町民参加の町づくりをめざして

■施策の体系■

- 明るく住みよい生活環境をめざして

- 交通・情報通信網の整備（道路網の整備、交通手段の確保、情報通信網の整備）
- 居住環境の整備（土地・水の適正利用、生活環境の整備、環境衛生の充実、緑化・自然保護）
- 安全な町民生活（国土の保全、安全な生活の確保、防災・消防体制）

- 健康で明るく充実した福祉をめざして

- 保健、医療の充実（保健予防の推進、地域医療体制の確立）
- 福祉の充実（地域福祉活動の推進、児童、母子福祉、高齢者福祉、心身障害者（児）福祉、低所得者福祉、アイヌの人たちの福祉）

- 自然と調和した活力ある産業をめざして

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 工業の振興
- 商業の振興
- 観光の振興

- 人間性豊かな教育文化をめざして

- 生涯学習の推進体制の整備充実
- あらゆる教育機能の活性化（家庭教育の充実、幼児期教育の充実、学校教育の充実、社会教育の充実）
- 多様な学習活動の活性化（文化活動の推進、健康づくり、スポーツ活動の推進）

- 基本計画の推進（町民参加の町づくりをめざして）

- 町民参加の行政
- 行財政運営の推進
- 庁舎建設について

洞爺村

■計画の名称及び期間■

第3次洞爺村村づくり総合計画（平成13年度～平成22年度）

■将来像■

21世紀の扉をひらく“キラリと光る”洞爺を目指して
～人が輝き、産業が輝きそして自然が輝くふるさとづくり～

■村づくりの基本方針■

- 住民参加で進める個性が光る村づくり
- 個性を生かしたビジネス創出の村づくり
- 交流から定住を誘う魅力ある村づくり

■基本目標■

- 地域が輝くむらづくり（自然の恵みを生かした基盤づくり）
- 笑顔が輝くむらづくり（生活環境と住民福祉の充実）
- 産業が輝くむらづくり（新しい洞爺の追求）
- 心が輝くむらづくり（心を育む教育文化の推進）
- 人が輝くむらづくり（ともに考え、ともに歩むふるさとづくり）

■施策の体系■

- 地域が輝くむらづくり（自然の恵みを生かした基盤づくり）
 - ・自然と共生した美しい村づくり（土地の有効利用）
 - ・暮らしの利便性を高める村づくり（道路網、公共交通、情報通信）
 - ・災害に強い村づくり（防災、河川整備・治山）
 - ・安全・安心の村づくり（消防・救急、交通安全、防犯）
 - ・自然の力を生かす村づくり（地熱エネルギー）
- 笑顔が輝くむらづくり（生活環境と住民福祉の充実）
 - ・快適で潤いある住環境の村づくり（住宅・宅地、上水道・水資源、下水道・し尿処理、廃棄物、墓地・火葬場）
 - ・自然と共生し環境にやさしい村づくり（雪対策・雪利用、公害対策、緑化、環境・景観保全）
 - ・村民すべてが健康で笑顔の村づくり（保健、医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子・父子福祉）
 - ・安心な社会保障による村づくり（社会保障）
- 産業が輝くむらづくり（新しい洞爺の追求）
 - ・人と環境にやさしい農林漁業の推進（農業、林業、漁業）
 - ・活力ある商工業の形成（商業、工業）
 - ・村の資源を生かした観光の展開（観光）
- 心が輝くむらづくり（心を育む教育文化の推進）
 - ・明るく笑い声のたえない家庭づくり（家庭教育、幼児教育）
 - ・村の未来を担う子供達の育成（小・中学校教育、高等学校教育）
 - ・村民の積極的な社会参加の推進（社会教育）
 - ・文化豊かな地域社会の創造（芸術・文化、スポーツ）
- 人が輝くむらづくり（ともに考え、ともに歩むふるさとづくり）
 - ・村づくりを支える住民のパワー（コミュニティ活動）
 - ・開かれた行政の推進（住民参加・広報・公聴、行財政）
 - ・広域行政の推進（広域行政）
 - ・積極的な交流活動の展開（地域間交流・国際交流）

(3) 新町まちづくりの基本課題

新町の明日に生かす特性と現行総合計画にみるまちづくりの方向性を踏まえ、新町としての基本課題を設定すると、以下のとおりです。

基本課題1

定住と交流を促進する、安全・安心・便利な都市基盤づくり

北海道縦貫自動車道の延伸や北海道新幹線の整備など今後の広域的な地域構造の変化や町内における有珠山噴火災害からの復興状況等を総合的に勘案しながら、土地の有効利用、高度利用のもと、人々が集う魅力ある市街地環境の整備や定住基盤となる住宅・宅地の整備、便利で安全な道路・交通網の整備、さらには有珠山噴火災害の教訓に基づく総合的な防災体制の確立など、定住・交流人口の増加を見据えた安全・安心・便利な都市基盤づくりを進めていく必要があります。

基本課題2

洞爺湖など優れた自然資源を有するまちとしての、内外に誇りうる環境・景観重視のまちづくり

自然と共生する快適でうるおいある居住環境の整備を求める住民ニーズや持続可能な循環型社会の形成等の社会的要請への対応、人々の定住・交流の促進に向け、洞爺湖や有珠山など優れた自然資源を有するまちとして、内外に誇りうる環境・景観を重視した特色あるまちづくり、快適でうるおいある暮らしが実感できる居住環境づくりを進め、だれもが住みたくなる、訪れたくなるまちづくりを進めていく必要があります。

基本課題3

観光・農業・水産業を柱とした、新町ならではの特色ある自立した産業基盤の確立

新町全体の総合的発展の原点である産業の活性化に向け、北海道を代表する観光のまち、特色ある農業と水産業のまちとしての特性・資源や恵まれた交通立地条件を最大限に生かし、より多くの人々が訪れる国際的な一大観光地の形成と農業・水産業の高度化を重点的に進めるとともに、地域性に即した林業、商業、工業の振興、各産業の連携・融合による新しい産業おこしを進め、新町ならではの特色ある自立した産業構造を確立していく必要があります。

基本課題4

急速に進む少子高齢化への対応、だれもが健康で安心して暮らせるやさしいまちづくり

超高齢社会の到来や少子化の急速な進行、これに伴う保健・医療・福祉ニーズの増大・多様化等に対応するため、心あたたかく郷土愛あふれる地域性やこれまで整備してきた健康福祉環境を生かし、予防を重視した健康づくり体制の確立をはじめ、住民との協働による地域福祉体制づくり、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくり、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくりを進め、だれもが健康で安心して暮らせるやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

基本課題5

明日の新町を担う人間性豊かな人材の育成、国際色豊かで文化の香り高いまちづくり

明日の新町を担う人間性豊かな人材の育成、新町の個性を生み出し住民の一体感を高める芸術・文化・スポーツ活動の活発化、世界に開かれた国際色豊かなまちづくり、芸術・文化と観光が融合する新町ならでは

の特色あるまちづくりに向け、学校教育環境の充実はもとより、総合的な学習・文化・芸術・スポーツ・交流環境の整備を進めるとともに、貴重な歴史文化資源の保存と活用を進めていく必要があります。

基本課題6

**ともに考え、ともに行動する協働のまちづくり、
地域を尊重したまちづくり**

地方分権時代に即した自律・自立のまちづくり、住民自治に基づく個性豊かな地域づくりに向け、これまで活発に進められてきた多様な住民活動を一層促進しながら、住民と行政とのパートナーシップを強化していくとともに、地域コミュニティの育成・支援や地域自治組織の充実に努め、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくり、地域を尊重したまちづくりを一層進めていく必要があります。

2. 新町の将来像

(1) 新町まちづくりの基本理念

新町の特性と基本課題を踏まえ、新町のまちづくりの基本理念を以下のとおり定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

基本理念1

「交流・連携」による活力づくり

多くの人々が集い交流する魅力ある観光地づくり、観光との連携・融合による農・水産業など産業の活性化を柱とした活力あふれるまちづくりを進めるとともに、住民同士のふれあいや学びあい、心の結びつきを大切に育み、活気に満ちたまちづくりを進めます。

基本理念2

「安全・健康・環境」を重視した暮らしづくり

住民一人ひとりの命と暮らしを大切にした、災害に強い安全なまちづくり、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、環境との共生を重視した循環型のまちづくりを進めます。

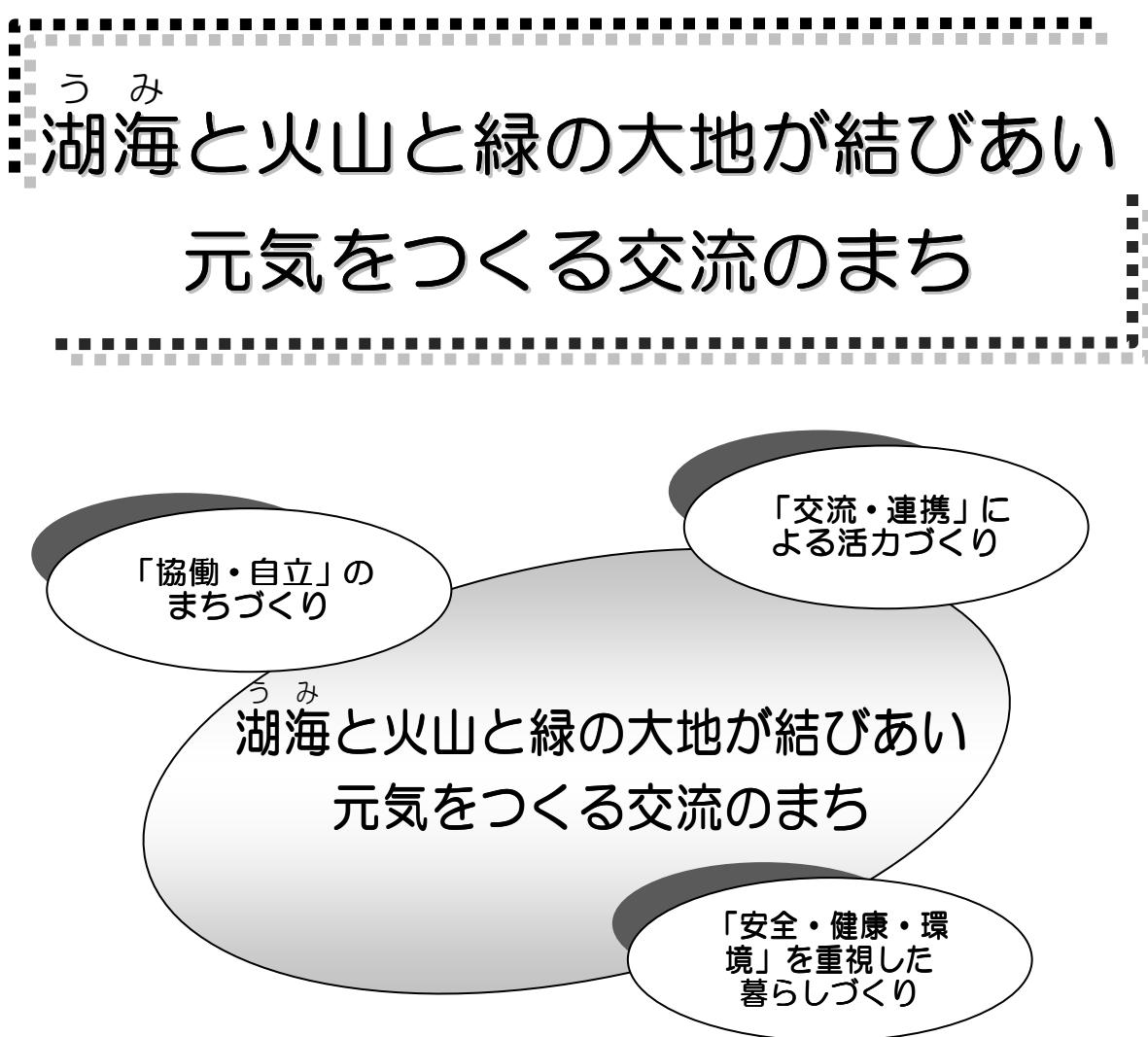
基本理念3

「協働・自立」のまちづくり

ともに考え、ともに行動する住民と行政との協働のまちづくりを進めるとともに、地方分権時代の自律・自立のまちづくりを進めます。

(2) 新町の将来像

2町村の合併の必要性、新町の概況、特性と基本課題、そしてまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、新町がめざす将来像を以下のとおり定め、新町ならではの地域特性・資源を結びあわせた交流あふれるまちづくりを進めることによって、住む人も訪れる人も、自然も産業も文化も、「元気」になるまちの実現をめざします。



3. 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（施策の柱）を以下とおり定めます。

基本目標1

新たな定住と交流を育む都市基盤づくり

北海道縦貫自動車道の函館市までの延伸や北海道新幹線の整備など今後の広域的な地域構造の変化や、有珠山噴火災害からの復興状況等を勘案しながら、新町としての新たな発展を見据えた総合的、計画的な土地利用を推進するとともに、これに基づき、街並み整備等によるにぎわいあふれる市街地環境の整備や定住・移住の促進に向けた住宅・宅地の整備を進めます。

また、国道37号、230号（及び230号復旧ルート）をはじめとする国・道道の整備促進や町道の整備、除雪体制の確立、JR室蘭本線やバス交通の利便性向上の促進、北海道新幹線の早期整備の促進、さらには高度情報通信基盤の整備や情報ネットワークの構築など、利便性の高い道路・交通・情報ネットワークの整備を進めます。

さらに、有珠山噴火災害の教訓に基づく総合的な消防・防災体制の確立や交通安全・防犯体制の整備など災害に強い安全・安心なまちづくりに努め、新たな定住と様々な交流を生み出す都市基盤づくりを進めます。

施策項目

- 総合的土地利用の推進
- 市街地の整備
- 住宅・宅地の整備
- 道路・交通網の整備
- 情報ネットワークの整備
- 消防・防災体制の整備
- 交通安全・防犯体制の整備

基本目標2

自然と共生する快適環境のまちづくり

自然と共生する快適な居住環境づくり、持続可能な循環型社会の形成、人々の定住・交流の促進に向け、また、洞爺湖や有珠山など世界に誇りうる優れた自然資源を有するまちとして、環境・景観の保全と創造に向けた総合的な施策を新町一体となって推進します。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない水道・下水道の整備、ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）に向けた廃棄物処理等環境衛生の充実、地域資源を生かした特色ある公園・緑地、親水空間の創造、さらには新町の貴重な資源である温泉資源の保全と有効活用を図り、自然と共生し、美しさと快適さが実感できる、だれもが住みたくなる、訪れたくなる居住環境づくりを進めます。

施策項目

- 環境・景観の保全と創造
- 水道の整備
- 下水道の整備
- 環境衛生の充実
- 公園・緑地・水辺の整備
- 温泉資源の保全と活用

基本目標3**交流と活力に満ちた元気産業のまちづくり**

生産基盤の整備や企業的経営の促進、担い手や後継者の育成、都市・消費者との交流の促進をはじめ、環境変化に即した多面的な振興施策を一貫的に推進し、新町の基幹産業である農業と水産業の振興を図るとともに、持続可能な森林経営が行われるよう、森林の保全及び適正管理を促進します。

また、街並み整備や商工業の振興及び新産業の開発を進めます。

新町のまちづくり全体をリードする観光については、広域的な「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」の推進とも連動しながら、洞爺湖温泉や有珠山をはじめとする多彩で魅力ある観光・交流資源を一体化・融合させた総合的な取り組みを積極的に推進し、国内外からより多くの人々が訪れる世界的な滞在型観光地の形成を進めます。

施策項目

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興
- 商工業の振興と新産業の開発
- 観光の振興
- 雇用対策の充実
- 消費者対策の充実

基本目標4

やさしさあふれる健康福祉のまちづくり

少子高齢化の急速な進行と、これに伴う保健・医療・福祉ニーズの増大・多様化が見込まれる中で、だれもが支え合いながら健康で安心して暮らせるやさしいまちづくりに向け、健康寿命（健康で生活できる期間）の延伸と生活の質の向上を見据えた総合的な健康づくり体制の整備を進めるとともに、心あたたかく郷土愛あふれる地域性を生かし、住民との協働による地域福祉体制の整備を進めます。

また、高齢者や障害者がいきいきと暮らせる介護・自立支援の環境づくり、次代を担う子どもが健やかに産まれ、育成される子育て支援の環境づくり、さらには社会保障の充実など、住民一人ひとりの命や暮らしを大切にした総合的な保健・医療・福祉施策を新町一体となって推進します。

施策項目

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 社会保障の充実

基本目標5

人が輝き文化が香る生涯学習のまちづくり

生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる、まちづくりの一環としての総合的な学習環境づくりを新町一体となって進めるとともに、生きる力や豊かな心の育成を重視した学校教育の推進、そのための学校教育環境の整備充実、青少年の健全育成を進め、明日の新町を担う人間性豊かな人材の育成を進めます。

また、住民の一体感を高めまちづくりを支える、住民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動、国際交流活動等を支援・促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化遺産の保存とまちづくりへの一層の活用を図り、世界に開かれた国際色豊かで文化の香り高いまちづくりを進めます。

施策項目

- 生涯学習社会の確立
- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- スポーツ活動の促進
- 芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用
- 国際交流・地域間交流活動の展開

基本目標6

ともに築く協働・自立のまちづくり

社会を構成する様々な人々があらゆる分野に参画し、多様な活動を通じて個性や能力を発揮することができるよう、男女共同参画社会・人権尊重社会の形成を進めます。

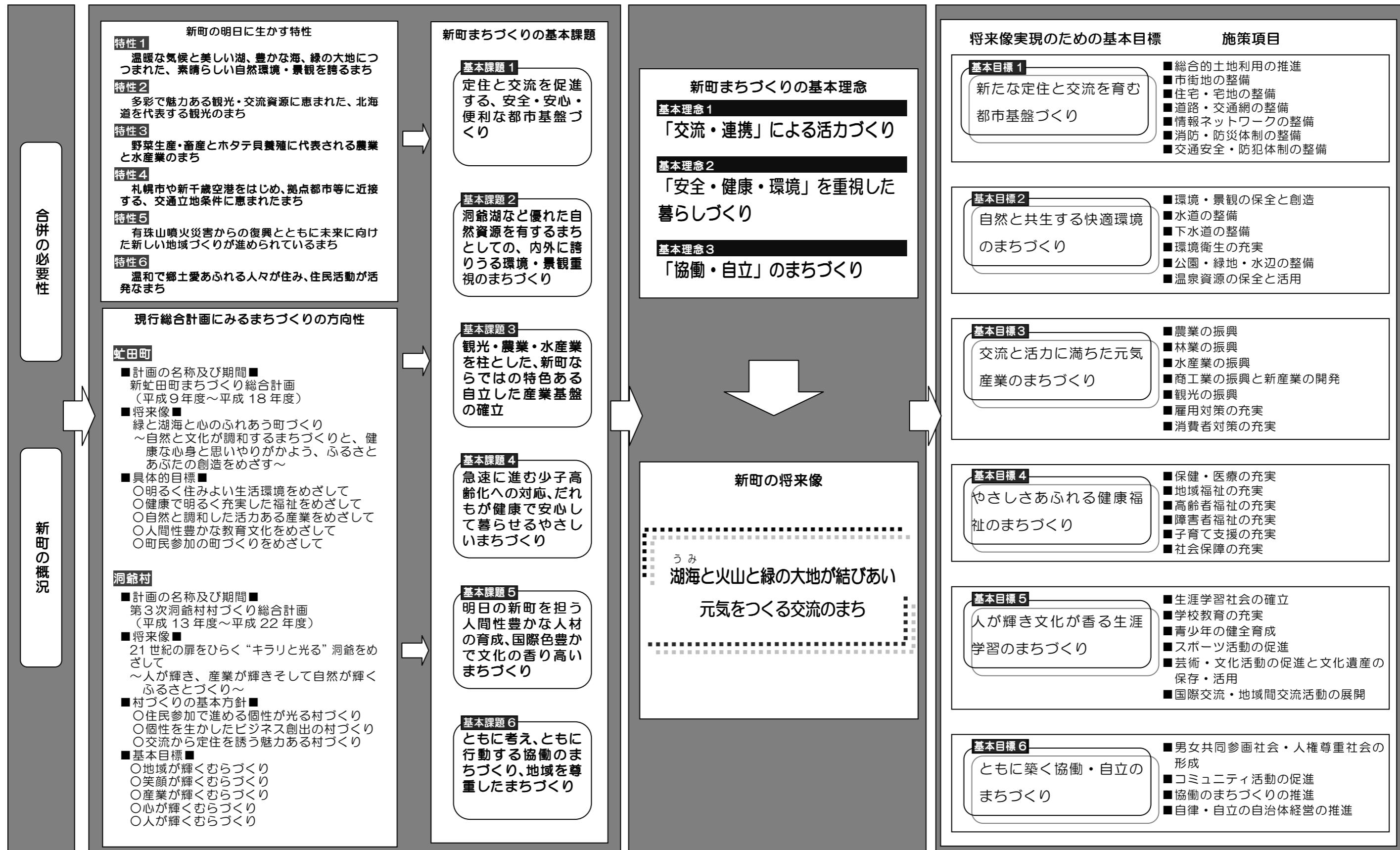
また、新たな時代の住民主導・地域主導のまちづくり、住民と行政との協働のまちづくりに向け、自律的なコミュニティの形成に向けた取り組みを進めるとともに、広報・広聴機能や情報公開機能の充実、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しへの住民参画・協働の促進、多様な住民活動、まちづくり活動の促進、民間活力の導入など、住民との協働体制の確立を図ります。

さらに、地方分権時代の自律・自立の自治体経営の確立に向け、民間経営手法導入の視点に立ち、さらなる行財政改革を計画的に進めていくとともに、これらにあわせ、本庁と支所等との役割・機能分担の見直し充実、地域自治組織の充実等を進めます。

施策項目

- 男女共同参画社会・人権尊重社会の形成
- コミュニティ活動の促進
- 協働のまちづくりの推進
- 自律・自立の自治体経営の推進

将来像設定の流れと施策体系



4. 人口の見通し

(1) 総人口

過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率は将来も変化しないと仮定して推計する方法）により人口推計を行った結果（住民基本台帳人口をもとに町村ごとに推計して合算。政策努力による増加分は加味せず）によると、新町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成 15 年度の 11,357 人から、目標年度である平成 27 年度には 8,970 人になることが想定されます。

(2) 年齢階層別人口

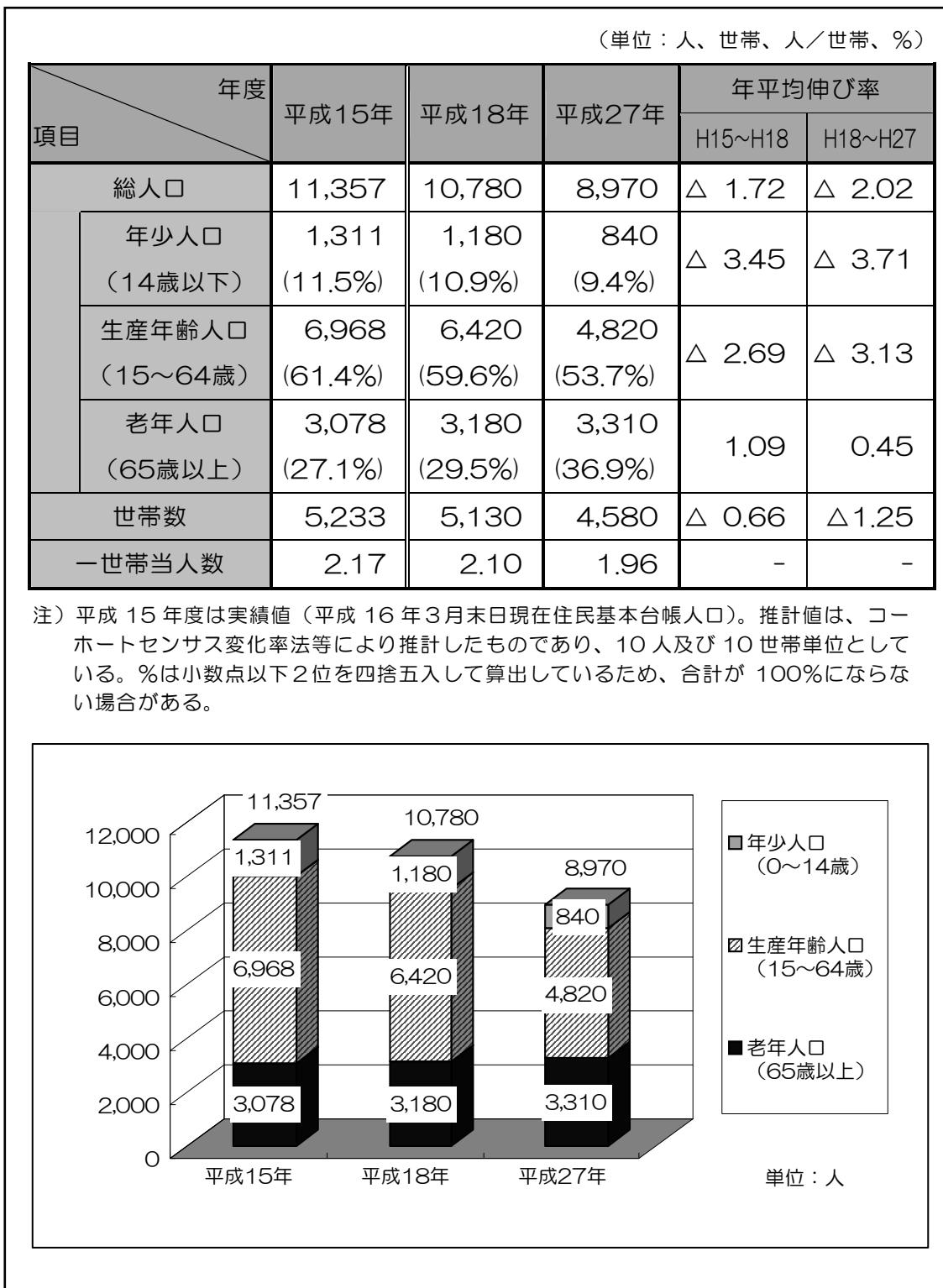
年齢階層別にみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子高齢化が一層進むことが予想され、14 歳以下の年少人口は平成 15 年度の 1,311 人 (11.5%) から平成 27 年度には 845 人 (9.4%) に、15~64 歳の生産年齢人口は平成 15 年度の 6,968 人 (61.4%) から平成 27 年度には 4,816 人 (53.7%) に、65 歳以上の老人人口は平成 15 年度の 3,078 人 (27.1%) から平成 27 年度には 3,308 人 (36.9%) になることが想定されます。

(3) 総世帯数

世帯数については、平成 15 年度の 5,233 世帯から平成 27 年度には 4,580 世帯に減少することが想定されます。

また、一世帯当人数については、平成 15 年度の 2.17 人から平成 27 年度には 1.96 人に減少することが想定されます。

総人口及び年齢階層別人口、総世帯数の見通し



5. 土地利用の方向

2町村では、これまで総合計画や土地利用関連計画等に基づいた土地利用を進めてきましたが、有珠山噴火災害により、土地利用上の大変な変化がもたらされたほか、その他の地域においても、環境変化に伴い、既成市街地の空洞化や遊休農地の増加をはじめとする様々な問題点がみられ、広域的・長期的視点から、新町としての将来展望に基づく一体的な土地利用の推進が求められています。

土地利用は、新町の発展や住民生活と密接に結びついたまちづくりの基本となる極めて重要な問題であり、住民参画・協働のもと、慎重に検討を重ねた上で新町としての新たな計画を策定し、新町住民全体の合意形成を進めていく必要があることから、ここでは、そのもととなる基本方針と地域別の土地利用の方向性を示すこととし、具体的な土地利用については、新町の総合計画や土地利用計画に委ねるものとします。

(1) 土地利用の基本方針

「湖海と火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち」という将来像を実現するため、土地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針 1

環境・景観保全を基調とした土地利用の推進

新町の最大の財産である優れた自然環境・景観の次代への継承をはじめ、美しく文化の香りただよう景観の形成、森林や農地の持つ環境保全・景観形成機能の持続的な発揮、環境負荷の少ない循環型のまちづくりを見据えた、環境・景観保全を基調とした土地利用を推進します。

基本方針2

定住と交流を促進し、活力を生む土地利用の推進

新町のまちづくりの中心となる観光・交流基盤の強化をはじめ、農・水産業の生産環境の充実、にぎわいある市街地環境・商業環境の再生と創造、快適な住宅地の形成、多様な道路・交通ネットワークの形成など、定住・交流人口の増加と新町全体の活力向上に向けた土地利用を推進します。

基本方針3

安全・安心な暮らしを確保する土地利用の推進

有珠山噴火災害からの復興、新町全体の防災機能の強化によるあらゆる災害に強いまちづくりを基本とした、安全・安心な暮らしを確保する土地利用を推進します。

(2) 地域別土地利用の方向性

土地利用の基本方針を踏まえ、地域別の土地利用の基本的な方向性を示すと、以下のとおりです。

虻田地域

新町の南部に位置する虻田地域については、有珠山噴火災害からの復興と魅力ある観光地づくり、水産業の振興、市街地の活性化を基本に、復興事業と連動しながら、新インターチェンジや新国道、新道道の早期完成、とうや湖ぐるっと一周線の整備促進など、道路・交通ネットワークの形成を進めるとともに、海岸部における新漁港の整備など漁業基盤の整備や歴史公園等観光・交流拠点の整備、洞爺湖温泉周辺における災害遺構等を生かした火山観光機能の強化、商店街の再生整備等によるにぎわいのある市街地環境の創出、さらには地域全体の防災機能の一層の強化を図ります。

洞爺地域

新町の北部に位置する洞爺地域については、農業の振興と自然体験交流機能の強化、特色ある文化のまちづくりを基本に、市街地の活性化、農地の基盤整備及び保全・高度利用、観光・体験農業やグリーンツーリズム等による都市と農村との交流機能の強化を図るとともに、湖岸部一体における水上スポーツ拠点やキャンプ場、河川流域における親水空間の整備充実による自然体験交流機能の強化、とうや湖ぐるっと彫刻公園の整備や美術館の整備、水の駅を中心とした街並み整備による魅力ある市街地環境の創出を図ります。

IV 新町の施策

1. 新たな定住と交流を育む都市基盤づくり
2. 自然と共生する快適環境のまちづくり
3. 交流と活力に満ちた元気産業のまちづくり
4. やさしさあふれる健康福祉のまちづくり
5. 人が輝き文化が香る生涯学習のまちづくり
6. ともに築く協働・自立のまちづくり

1. 新たな定住と交流を育む都市基盤づくり

（1）総合的土地利用の推進

北海道縦貫自動車道の函館市までの延伸や北海道新幹線の整備など今後の広域的な地域構造の変化や、有珠山噴火災害からの復興状況等を踏まえ、「Ⅲ－5. 土地利用の基本方針」に基づいた新町としての総合的な土地利用計画を策定し、これに基づく適正な土地利用を推進するとともに、土地の適正で有効な利用を図るため、地籍調査事業を推進します。

（2）市街地の整備

人々が集い交流する安全・安心・快適な市街地環境を創造するため、新町として都市計画マスタープランのもと、街並み整備や駅周辺整備をはじめとする既成市街地の再生整備や新市街地の形成誘導を進め、住環境の向上及び都市機能の充実を図ります。

（3）住宅・宅地の整備

安全・安心・快適な住まいづくりと定住の促進に向け、新町としての住宅施策に関する総合的な計画の策定のもと、市街地の整備や宅地造成・分譲等による新たな住宅地、別荘地の形成に努めるとともに、良質な住宅建設及び持ち家取得の促進に努めます。

また、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若者の定住を促進する住まいづくりの視点から、公営住宅の整備を推進します。

（4）道路・交通網の整備

新町の広域交流機能の一層の強化と安全性・利便性の一層の向上、有珠山噴火災害からの完全復興に向け、新たな虻田洞爺湖インターチェンジの早期完成をはじめ、国道37号、230号（及び230号復旧ルート）、

とうや湖ぐるっと一周線をはじめとする国道、道道の整備を新町一体となって促進するとともに、町道の整備を推進します。これら道路網整備にあたっては、冬期間に安全な道路づくりや除雪体制の充実はもとより、防災面や福祉面、環境・景観面にも配慮した安全でうるおいのある道路空間づくりに努めます。

また、公共交通機関については、JR室蘭本線の電化・複線化、駅舎の整備など利便性向上、バス交通網の維持及び利便性向上を促進していくほか、北海道新幹線の早期整備に向けた働きかけを進めます。

(5) 情報ネットワークの整備

住民サービスの向上と新町全体の活性化に向け、新町の情報化に関する総合的な計画の策定のもと、高度情報通信基盤の整備促進、行政内部のIT環境の整備及び多様な分野における情報ネットワークの整備を進め、電子自治体の構築及び新町全体の情報化を進めるとともに、情報セキュリティ（安全・保護）対策及びIT教育・研修を推進し、安全・円滑な運用に努めます。

(6) 消防・防災体制の整備

有珠山噴火災害の教訓を踏まえ、火山災害をはじめ大地震、火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めるため、広域的な常備消防・救急体制及び消防団の充実を進めるとともに、新町としての地域防災計画の策定のもと、火山監視体制や広域的な支援体制を含めた総合的な防災体制の確立をはじめ、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、備蓄施設等防災施設・設備の整備充実、緊急時の情報通信体制の充実、さらには洞爺湖面を利用した水上避難ルートの整備促進など避難体制の整備を図ります。

さらに、安全・安心な住民生活の確保のため、砂防施設の整備やがけ崩れの防止、河川の改修など、治水対策を促進します。

(7) 交通安全・防犯体制の整備

子どもから高齢者までのすべての住民、訪れる観光客が安全に通行できる交通環境づくりに向け、関係機関・団体と連携しながら、交通安全教育・啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。

また、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、安全・安心な暮らしの確保に向け、関係機関・団体と連携しながら啓発活動を推進し、住民の防犯意識の高揚や地域ぐるみの地域安全活動の促進に努めるとともに、防犯灯の整備を進めます。

主要事業

基本目標	施策項目	主要事業
1. 新たな定住と交流を育む都市基盤づくり	(1) 総合的土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用計画策定事業 ○地籍調査事業
	(2) 市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの策定 ○街路整備事業 ○情報発信統一共通サイン整備事業 (エコミュージアム構想) ○まちづくり交付金事業
	(3) 住宅・宅地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅整備事業 ○公営住宅ストック総合改善事業
	(4) 道路・交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○生活路線バス維持事業 ○町道整備事業 ○道道の整備促進（要望事項） ○国道の整備促進（要望事項）
	(5) 情報ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○情報化推進事業
	(6) 消防・防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○消防体制の整備 ○防災体制の整備 ○防災行政無線の整備 ○水上利用避難ルート整備事業 (要望事項) ○北海道長距離自然歩道整備事業 (要望事項) ○広域避難道路の確保（道道の新設） (要望事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 虹田清水～豊浦東雲間 ・ 虹田花和～豊浦美和間 ・ 洞爺財田～大滝村北湯沢間 ○海難対策事業

基本目標	施策項目	主要事業
	(7) 交通安全・防犯体制の整備	○交通安全・防犯教育の実施 ○交通安全運動の推進 ○防犯灯の整備

2. 自然と共生する快適環境のまちづくり

(1) 環境・景観の保全と創造

洞爺湖や有珠山など世界に誇りうる優れた自然資源を有するまちとして、環境・景観を重視したまちづくりを進めるため、新町としての環境・景観の保全と創造に関する総合的な計画の策定のもと、支笏洞爺国立公園をはじめとする自然環境・景観の保全をはじめ、洞爺湖・河川・海域の水質汚濁の防止から地球温暖化の防止まであらゆる環境問題への対応、省資源・省エネルギーの促進、新エネルギーの導入、美しい街並み景観づくり、環境学習の推進、環境にやさしい農・水産業の促進、さらには住民や事業者の環境にやさしい行動の促進など、環境・景観を総合的にとらえた施策を一体的に推進します。

(2) 水道の整備

快適で健康な住民生活に不可欠な安全で良質なおいしい水の安定供給を図るため、施設の老朽化や緊急時への対応、未給水区域の解消、今後の給水量の増加への対応等を総合的に勘案し、水源及び周辺地域の環境保全に努めながら、配水管をはじめとする各種水道施設（上水道、簡易水道）の整備を推進します。

(3) 下水道等の整備

洞爺湖や河川、海域の水質及び自然環境を保全するとともに、清潔で快適な居住環境を確保するため、市街地における公共下水道の普及促進、関連施設の整備充実に努めるとともに、その他の区域においても、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

また、環境に配慮し、下水処理水や汚泥の有効利用について検討していきます。

(4) 環境衛生の充実

循環型の廃棄物ゼロ社会の形成をめざし、西いぶり廃棄物処理広域連合による広域的なごみ処理体制の充実のもと、住民や事業者への啓発活動を推進しながら、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の促進、不法投棄の防止に努めるとともに、胆振西部衛生組合による広域的なし尿処理体制の充実に努めます。

また、墓地及び火葬場の整備充実・適正管理に努めます。

(5) 公園・緑地・水辺の整備

住民のいこいの場、レクリエーションの場、子どもの遊び場の確保と防災面の機能強化に向け、新町としての緑の基本計画の策定のもと、身近な公園・広場等の適正配置に努めるとともに、町内外の人々の観光・交流の場として、河川周辺や海岸、湖岸、森林、歴史資源等を活用した特色ある親縁・親水空間の整備を進めます。

また、公園・緑地・水辺等のネットワーク化や町ぐるみの花いっぱい運動、緑化運動の展開を図り、花と緑あふれる環境づくりを進めます。

(6) 温泉資源の保全と活用

豊富な湧出量を誇り、観光産業をはじめ住民の保養、健康づくり、農業などに大きな役割を果たしている新町の貴重な資源である温泉資源については、新町としての一体的かつ永続的な活用に向け、温泉源の保護・管理体制の充実や温泉供給関連施設の整備充実に努めるとともに、温泉資源の新たな有効活用方策の検討に努めます。

主要事業

基本目標	施策項目	主要事業
2. 自然と共生する快適環境のまちづくり	(1) 環境・景観の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 ○公害対策事業 ○噴火湾海底環境改善事業 (要望事項) ○貫気別川流域環境総合的整備事業 (要望事項)
	(2) 水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設整備事業 ○簡易水道施設整備事業
	(3) 下水道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道整備事業 ○合併処理浄化槽設置事業
	(4) 環境衛生の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○西いぶり広域連合廃棄物処理施設運営事業 ○し尿処理施設整備事業 ○コンポスト対策事業 ○3R運動の促進
	(5) 公園・緑地・水辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の基本計画策定・事業推進 ○公園整備事業 ○北方生物圏フィールド公園整備事業
	(6) 温泉資源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉整備事業

3. 交流と活力に満ちた元気産業のまちづくり

（1）農業の振興

野菜、いも類、豆類、水稻の生産、畜産を主体に北海道有数の農業地帯を形成する新町の農業については、関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、農地の整備や土づくりの促進、農道・用排水施設の整備等による農業生産基盤の整備を進めるとともに、経営感覚あふれる担い手の育成・確保や農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化、農畜産物の生産性の向上や一層のブランド化の促進、流通・加工体制の充実促進に努めます。

また、家畜排泄物など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや減農薬・有機栽培など食の安全と環境に配慮した環境にやさしい農業の促進に努めるとともに、「地産地消」の視点に立った農畜産物の直売や観光・体験農業等による都市との交流の促進、さらには他産業との連携・融合による新たなアグリ・ビジネスの形成支援に努め、活力あふれる魅力ある農業・農村の実現に努めます。

（2）林業の振興

林業を取り巻く環境が厳しさを増し、森林機能の低下が懸念される中、森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、森林組合を中心とした合理的な林業生産体制の整備のもと、計画的な造林・保育等の森林施業を進めるとともに、景観形成や国土保全、水源かん養、地球環境保全などの多面的機能の持続的発揮、海を育てる森づくりの視点に立ち、森林の保全及び育成、レクリエーションの場としての活用に努めます。

（3）水産業の振興

内浦湾の静穏な海域を生かしたホタテ貝の養殖と刺網漁業、定置網漁

業、採貝草漁業を中心とした新町の水産業については、復興事業と連動した新漁港の整備、既存漁港及び関連施設の整備、漁場の整備等を促進し、漁業生産基盤の充実に努めるとともに、水産業を支える担い手や後継者の育成・確保等による経営体制の強化、種苗放流・中間育成など栽培漁業の一層の促進による資源の増大・多様化、貝毒対策等によるホタテ貝生産の充実促進、流通・加工体制の充実促進に努めます。

また、ホタテ貝の付着物の適正処理・リサイクルなど環境にやさしい水産業の促進に努めるとともに、「地産地消」の視点に立った水産物の直売や観光・体験漁業の展開などとの連携等による都市との交流の促進に努めます。

洞爺湖における内水面漁業については、関係機関との連携のもと、ヒメマスなどのふ化・放流による資源の回復を図り、観光資源としての利活用に努めます。

（4）商工業の振興と新産業の開発

購買力の流出が続き、厳しい状況にある新町の商業については、街並み整備を進め、にぎわいあふれる商業拠点の形成に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、経営体质の強化や地域に密着したサービスの展開、農業や観光との連携など、近代的・魅力的な商業活動を促進します。

また、水産加工を中心とした食料品製造業を中心とする新町の工業については、関係機関・団体と連携し、既存企業の体质強化、経営の安定化、近代化に向けた支援を進めるとともに、新たな企業の誘致について検討し、その実現化をめざします。

さらに、新町としての一体的な産業開発・起業支援体制の整備を図り、各産業の連携・融合による新たな特産品の開発や新産業の開発、新規起業を促進します。

（5）観光の振興

洞爺湖温泉や有珠山をはじめとする多彩で魅力ある観光・交流資源に恵まれ、国内外から多くの観光客が訪れる新町の観光については、新町

のまちづくり全体をリードする核としてさらに明確に位置づけ、世界的な滞在型観光地の形成に向けた取り組みを新町一体となって総合的に進めます。

このため、住民及び関係機関・団体、観光事業者が一体となった体制整備のもと、新町の観光振興に関する総合的な計画の策定を図るとともに、これに基づき、復興事業や広域的な「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」の推進とも連動しながら、有珠山周辺や洞爺湖周辺、内浦湾沿岸周辺のそれぞれの特性を最大限に生かした魅力ある観光地づくり及びネットワーク化を進めていくとともに、周辺観光地との連携による広域観光ルートの形成、各種ツアー・合宿・大会の誘致、特色ある観光イベントや祭りの開催、国内外に向けた観光PR活動の推進、統一サイン（案内板）の整備、新町一体となったホスピタリティ（もてなしの心）の向上、さらには民間の宿泊施設やレジャー施設の立地促進など、多面的な取り組みを積極的に推進します。

（6）雇用対策の充実

雇用情勢が依然として厳しい状況にある中、住民の雇用機会の確保・拡充に向け、各種産業振興施策を積極的に推進するとともに、関係機関と連携し、新町一体となった就職相談・情報提供体制、職業能力開発体制の整備を図り、地元就職及びU・J・Iターンの促進、高齢者・女性・障害者の雇用促進に努めます。また、事業所に対する啓発活動等を通じて労働条件の向上を促進していくとともに、勤労者福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者が健康で快適に就業できる条件整備に努めます。

（7）消費者対策の充実

クレジットカードやインターネット販売の普及、悪質な訪問販売の増加など、消費生活に関するトラブル発生要因がますます増大する中、関係機関・団体との連携のもと、消費者教育や啓発活動の推進、消費生活情報の提供、消費生活相談の充実を図り、自立する消費者の育成に努めます。

主要事業

基本目標	施策項目	主要事業
3. 交流と活力に満ちた元気産業のまちづくり	(1) 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手育成、新規就農者確保、生産技術研究助成事業 ○土地基盤、農業かんがい排水等整備事業 ○農業・畜産・酪農営農等対策事業 ○畜産排泄物処理、有機資源等対策整備事業 ○市民農園開設事業
	(2) 林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備事業（造林・林道事業） ○治山事業 ○21世紀北の森づくり推進事業
	(3) 水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○漁港整備事業 ○サケ孵化、ウニ・アワビ種苗放流事業 ○加工流通消費拡大事業 ○経営近代化助成事業
	(4) 商工業の振興と新産業の開発	<ul style="list-style-type: none"> ○商工振興事業 ○まちづくり交付金事業
	(5) 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興事業 ○地産地消推進事業 ○まちづくり交付金観光対策事業 ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 ○各種イベント推進事業 ○体験観光推進事業
	(6) 雇用対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域雇用創出対策事業 ○雇用・移住定住促進住宅整備事業
	(7) 消費者対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者生活保護対策事業

4. やさしさあふれる健康福祉のまちづくり

（1）保健・医療の充実

すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりを基本とした新町としての健康増進計画（健康日本21）の策定のもと、住民の自主的な健康づくりを促進するとともに、子どもが健やかに産まれ育つ社会づくりに向けた母子保健事業の充実や生活習慣病予防・介護予防を柱とした老人保健事業の充実、精神保健・感染症対策の充実など、生涯各期にわたる保健事業の充実を図ります。

また、超高齢社会の到来に伴う医療ニーズの増大、高度化に対応できるよう、診療所の充実を図るとともに、民間医療機関との連携や広域的連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

（2）地域福祉の充実

だれもが住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるやさしいまちづくりに向け、新町としての地域福祉計画の策定のもと、福祉教育や啓発活動等を通じて住民の福祉の心の醸成に努めるとともに、社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、NPO等の福祉活動を育成・支援していきます。

また、社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を進めるほか、アイヌの人たちの生活の向上に向けた施策を引き続き推進します。

（3）高齢者福祉の充実

高齢化が急速に進み、新町一体となった超高齢社会への対応が重要課題となっている中、新町としての高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定のもと、介護予防及び生活支援、健康・生きがいづくりのための各種保健福祉サービスの充実を進めていくとともに、要介護・要支援の高齢者に対する各種介護保険対象サービスの充実を進めます。

また、介護老人福祉施設をはじめとする高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備・確保を進めるとともに、高齢者サービスの総合相談・調整機能の強化を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

（4）障害者福祉の充実

すべての障害者が安心して元気に暮らせるよう、新町としての障害者計画の策定のもと、啓発活動や交流事業等を推進し、ノーマライゼーションの理念（だれもがともに生活できる社会こそ普通の社会であるという考え方）の一層の浸透を図るとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や支援費制度等による福祉サービスの充実、保健・医療サービスの充実、障害者関連施設の充実促進、雇用機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進、さらにはバリアフリー（無障壁）、ユニバーサル・デザイン（すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン）のまちづくりを進めます。

（5）子育て支援の充実

次代を担う子どもの数がますます減少し、将来的な町全体の活力低下も懸念される中、子どもが健やかに産まれ、育成される環境づくりを進めるため、新町としての次世代育成支援地域行動計画の策定のもと、全町的な子育てネットワークの形成を進めるとともに、保育施設及び保育内容の充実、子育て支援センター機能の充実、学童保育の充実、母子保健事業の充実、児童虐待の防止、職場における子育て環境の向上促進、母子・父子家庭等への支援の推進など、多面的な取り組みを計画的に進めます。

（6）社会保障の充実

低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、民生・児童委員や関係機関との連携により、相談・援護体制の充実に努めます。

また、国民健康保険事業の健全運営に向け、被保険者の健康づくりの

促進や医療費適正化対策に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実に努め、住民の制度に対する理解を深めていきます。

主要事業

基本目標	施策項目	主要事業
4. やさしさあふれる健康福祉のまちづくり	(1) 保健・医療の充実	<input type="checkbox"/> 地域医療対策事業 <input type="checkbox"/> 健康づくり推進事業 <input type="checkbox"/> 予防接種等事業
	(2) 地域福祉の充実	<input type="checkbox"/> 地域福祉の充実 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会事業 <input type="checkbox"/> 福祉ボランティア・NPO等育成支援事業
	(3) 高齢者福祉の充実	<input type="checkbox"/> 高齢者生きがい対策事業 <input type="checkbox"/> 介護保険事業 <input type="checkbox"/> 在宅介護予防事業 <input type="checkbox"/> 地域総合整備資金貸付事業
	(4) 障害者福祉の充実	<input type="checkbox"/> 心身障害者対策事業
	(5) 子育て支援の充実	<input type="checkbox"/> 母子保健事業 <input type="checkbox"/> 保育所運営事業 <input type="checkbox"/> 学童保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て支援センター運営事業 <input type="checkbox"/> 保育所施設整備事業
	(6) 社会保障の充実	<input type="checkbox"/> 低所得者等生活支援事業 <input type="checkbox"/> 国民健康保険運営及び国民年金制度啓発

5. 人が輝き文化が香る生涯学習のまちづくり

（1）生涯学習社会の確立

すべての住民が生涯にわたって主体的に学び続け、その成果を新町のまちづくりに生かす個性と活気に満ちた生涯学習社会の確立をめざし、新町としての生涯学習推進計画の策定のもと、生涯学習関連施設の整備充実及びネットワーク化をはじめ、指導者やボランティアの育成・確保と人材バンクの整備、学習情報提供体制の整備等により生涯学習の基盤整備を図るとともに、新町の地域特性や各世代の学習ニーズに即した特色ある学習プログラムの整備、地域ごとの学習活動を促進する条件整備を進めます。

（2）学校教育の充実

明日の新町を担う人間性豊かなたくましい人材の育成に向け、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を進めるとともに、小・中学校教育においては、確かな学力や豊かな心などの生きる力の育成を重視し、新町の特性や地域の人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくり、環境問題や国際化、IT、福祉等の課題に対応した教育の充実など、教育内容の一層の充実に努めます。また、児童・生徒数の減少や施設の老朽化等を総合的に勘案し、学校施設の統合及びそれにあわせた施設・設備の整備充実を一体的に推進し、安全で快適な学校教育環境づくりに努めるとともに、心の健康づくりの充実、特別支援教育の充実、学校給食体制の整備、通学対策の推進など、総合的な取り組みを進めます。

また、高等学校については、新町の人材育成と地域活性化を担う拠点として、村立高等学校の施設・設備及び教育内容の充実に努めるほか、道立高等学校の充実を支援していきます。

（3）青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に様々な問題が表面化する中、青少年が健全に成長できるよう、新町としての一体的な健全育成体制を確立し、非行防止活動など健全な社会環境づくりに向けた活動を推進するとともに、家庭教育に関する講座の開催等による家庭の教育力の向上、青少年のボランティア活動、体験・交流活動等への参画促進、青少年団体の育成・支援に努めます。

（4）スポーツ活動の促進

住民の健康づくりやスポーツに対する関心が高まる中、だれもが生涯にわたって気軽にスポーツを楽しめるよう、またヨットやカヌーなどの水上スポーツのまちとしての特性を生かした活気あふれるまちづくりが進められるよう、スポーツ施設の整備充実及びネットワーク化、住民ニーズに即した新たなスポーツ施設の整備を進め、活動の場の拡充を図るとともに、各種スポーツ団体やクラブの育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室やスポーツ大会の充実、特色あるスポーツイベントの開催など、活動機会の充実に努めます。

（5）芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用

地域に根ざした文化の継承と新町としての新たな文化の創造に向け、各種芸術・文化団体やサークルの育成、指導者の育成・確保、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実、活動拠点施設の整備充実に努め、住民主体の芸術・文化活動の活発化を促進していくとともに、「国際彫刻ビエンナーレ」の充実や「とうや湖ぐるっと彫刻公園」の整備、新たな美術館の整備を進め、芸術・文化を生かした特色あるまちづくり、魅力ある観光地づくりを進めます。

また、貝塚やアイヌ文化をはじめとする有形・無形の貴重な文化遺産の調査や保存・活用、博物館や資料館、史跡公園等の整備充実・有効活用を進め、多くの人々が新町の歴史文化に親しめる場の提供に努めます。

(6) 国際交流・地域間交流活動の展開

あらゆる分野において国際化が急速に進む中、国際感覚あふれる人材の育成と世界に開かれた国際色豊かなまちづくりを一層進めるため、新町としての一体的な国際交流推進体制の整備のもと、外国人英語指導者の招聘や「国際彫刻ビエンナーレ」による文化交流、住民の海外研修など、これまで進めてきた国際交流事業の継続に努めるほか、住民主体の多様な国際交流活動の展開を促進します。また、案内板や各種刊行物等の外国語併記をはじめ、様々な分野で外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりを進めます。

また、新町の特性や地域資源を活用し、神奈川県箱根町をはじめとする国内の自治体やふるさと会等との交流活動を展開し、新町の活性化や人材育成に役立てていきます。

主要事業

基本目標	施策項目	主要事業
5. 人が輝き文化 が香る生涯学 習のまちづくり	(1) 生涯学習社会の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動推進事業 ○生涯学習施設等整備事業 ○生涯学習指導者育成事業
	(2) 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な学習の時間推進事業 ○学校施設整備事業 ○コンピューター整備事業 ○学校給食センター整備事業 ○スクールバス運行事業
	(3) 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○児童ふれあい交流事業 ○放課後児童対策事業
	(4) スポーツ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設利用体制の確立 ○スポーツイベント開催、参加活動の促進

基本目標	施策項目	主要事業
	(5) 芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活用	<ul style="list-style-type: none">○芸術文化活動振興事業○埋蔵文化財保護等推進事業○公民館等施設整備事業○図書館施設整備事業○洞爺村国際彫刻ビエンナーレ事業
	(6) 国際交流・地域間交流活動の展開	<ul style="list-style-type: none">○国際交流支援事業○国際交流英語教育事業○中学生地域交流事業

6. ともに築く協働・自立のまちづくり

(1) 男女共同参画社会・人権尊重社会の形成

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画することができるよう、新町としての男女共同参画に関する総合的な計画の策定のもと、意識改革の推進をはじめ、政策・方針決定の場への男女共同参画、労働における男女平等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境整備を図り、男女共同参画社会の形成を進めます。

また、すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を築いていくため、人権教育や啓発活動を推進し、住民の人権意識の高揚を図ります。

(2) コミュニティ活動の促進

各地域におけるコミュニティの継承と新時代の住民自治・地域主導のまちづくりに向け、活動拠点である集会施設等のコミュニティ施設の整備充実を進めるとともに、人材の発掘・育成やコミュニティ相互の交流の促進、コミュニティの再編成の促進、さらには地域住民自らの手による地域計画の策定・実施や地域に根ざした特色ある活動等に対する支援の推進など、自律的な活動が展開できる仕組みづくりを進めます。

(3) 協働のまちづくりの推進

新町のまちづくりのすべての分野において住民と行政とが一体となつた協働のまちづくりが活発に行われるよう、住民協働に関する指針づくりのもと、ホームページの作成・活用をはじめとする多様な広報・広聴活動の展開、情報公開の推進、まちづくりに関する学習機会の提供を図るとともに、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しや行事・イベントの企画・運営、公共施設の整備及び管理・運営などへの住民及び民間の参画を促進します。

また、多様なまちおこし団体やボランティア、NPOの育成・支援に努めるとともに、その企画・立案による事業展開を図ります。

(4) 自律・自立の自治体経営の推進

民間経営理念・手法導入の視点に立った新たな時代の自律・自立の自治体経営を進めるため、本計画を基礎に新町としての第1次総合計画を策定し、行政評価システムを導入しながら、政策や施策、事業の実施・点検・見直しを進めていくとともに、さらなる行政改革を職員の意識改革により住民の目線に沿って計画的に進めます。また、本庁と支所等との役割・機能分担の見直し充実、地域自治組織の充実を進め、サービスの向上と地域住民の意見反映に努めます。

また、三位一体改革下における厳しい財政状況を十分に踏まえ、新町としての財政計画の策定のもと、経常的経費の節減・合理化や自主財源の確保を図るとともに、財政状況の分析・公表を行いながら、限られた財源の重点配分を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

主要事業

基本目標	施策項目	主要事業
6. ともに築く協働・自立のまちづくり	(1) 男女共同参画社会・人権尊重社会の形成	○男女共同参画社会の形成促進 ○人権尊重社会の形成促進
	(2) コミュニティ活動の促進	○自治振興事業の促進
	(3) 協働のまちづくりの推進	○合併記念事業の実施 ○新町まちづくり総合計画策定事業 ○広報誌発行事業 ○広域連携による街づくりの推進
	(4) 自律・自立の自治体経営の推進	○行政総合システムの整備 ○庁舎の整備

V 新町における北海道事業の 推進

1. 北海道の役割
2. 新町における北海道事業

1. 北海道の役割

新町は、個性豊かな地域が連携し、世界と結び北海道を支える「道央圏」の西部に位置する「西胆振地域」を形成するまちです。

この地域では、道内有数の工業地域としての発展をはじめ、良質な野菜の生産や果樹、畜産などの生産振興、栽培漁業の推進、付加価値の高い食料品の開発、登別、洞爺などのすぐれた景観や温泉などを生かした観光の振興、文化の香る地域色豊かな街並みや美しい農村景観の整備、国際色豊かなイベントの展開、さらには噴火湾地域における産業や観光レクリエーションなどの広域的な取り組みが期待されています。

このようなことから、道路網の整備や農林水産業基盤の整備などの基盤整備を中心に、新町の発展に向けた道事業の推進が望まれます。

2. 新町における北海道事業

「IV 新町の施策」の中で、今後、北海道に期待する主な事業は以下のとおりです。

基本目標	施策項目	主要事業
1. 新たな定住と 交流を育む都 市基盤づくり	(4) 道路・交通網 の整備	○道道の整備
	(6) 消防・防災体 制の整備	○広域避難道路の確保 ○砂防施設の整備
2. 自然と共生す る快適環境の まちづくり	(1) 環境・景観の 保全と創造	○河川の整備
3. 交流と活力に 満ちた元気産 業のまちづく り	(2) 林業の振興	○森林の整備
	(3) 水産業の振興	○漁港の整備

VI 公共施設の統合整備の基本的考え方

公共施設の統合整備の基本的考え方

教育・文化・スポーツ施設、保健・医療・福祉施設などの各種公共施設の統合整備については、 181km^2 を超える面積を有するとともに、平坦地が少なく海岸部及び湖岸部に市街地が形成されている新町の特性や、有珠山噴火災害からの復興状況等を踏まえ、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、また地域間のバランス、既存施設の有効利用、新町の財政事情、地域住民の意向等を考慮しながら、逐次検討・整備を進めます。

なお、小・中学校については、児童・生徒数の推移を踏まえ、教育環境の充実を図るため、地域住民の意向を尊重しながら適正配置を検討・推進します。

また、新町役場（本庁）については、新町の拠点として整備充実を進めるとともに、支所となる旧庁舎についても、各地域の行政サービス拠点として、サービス低下を招くことのないよう必要な機能の整備を進めます。

VII 財政計画

1. 前提条件

2. 財政計画

1. 前提条件

合併後のまちづくりは、適正な財政計画に基づいて円滑に遂行していく必要があります。

(1) 基本的考え方

現在、国においては、「三位一体の改革」として、「地方交付税制度の見直し」や「地方への税財源の移譲」、「国庫支出金の見直し」が議論されていますが、これらは、現時点では不透明感が強く、内容を分析して将来の財政計画に反映させることは困難であるため、現行の行財政制度を基本に作成してあります。

なお、歳入については合併に伴う財政支援措置等を過大に見積もることのないよう、また歳出についても経費削減効果等を過大に見積もることがないように留意しています。

(2) 計画の前提条件

① 計画期間

財政計画の計画期間は、新町建設計画の計画期間及び合併特例法による財政支援措置期間と同様に、合併後 15 年度間（平成 18 年度から平成 32 年度まで）としています。

② 物価上昇率・経済成長率について

いわゆる右肩上がりの経済発展の時代を過ぎ、最近では物価が下がる傾向にあることから、物価上昇率については考慮していません。

併せて、将来の経済成長率も国や民間の主要研究機関の予測はかなり低水準であり、成長率の見込みが難しい時期にあることから、経済成長率も見込んでいません。

(3) 各項目の推計の考え方

歳入・歳出を項目ごとに普通会計ベースで作成しています。

各項目の推計の考え方は次のとおりです。

【歳 入】

① 地方税

地方税は、地方税法、各地方自治体の条例により徴収される税で、住民税、法人住民税などがあります。

地方税については、現行税制度を基本に、将来の人口見通し等を加味して見込んでいます。

② 地方譲与税

地方譲与税は、いったん国税として徴収した税を一定の基準により地方自治体に配分されるもので、自動車重量譲与税、地方道路譲与税等があります。

地方譲与税については、現行税制度を基本に見込んでいます。

③ 各種交付金

各種交付金は、道税の利子割分の一部について交付を受ける利子割交付金、恒久的減税の補填措置としてたばこ税、法人税の一部から交付を受ける地方特例交付金、道税の自動車取得税の一部について交付を受ける自動車取得税交付金、道路交通法の反則金から交付される交通安全対策特別交付金等があります。

各種交付金については、現行税制度を基本に見込んでいます。

④ 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するために、国から交付されるお金です。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と、災害や合併等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。

地方交付税については、現行の交付税制度を基本に、普通交付税及び

特別交付税の合併に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債の元利償還金に対する交付税措置についても見込んでいます。

⑤ 国・道支出金

国・道支出金は、特定の事業等を行うために国や道から交付される補助金、交付金のことをいいます。

国・道支出金については、過去の実績を踏まえるとともに、国の合併市町村補助金を見込んでいます。

⑥ 地方債

地方債は、学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なもののが財源に充てるための借金のことです。

地方債については、新町建設計画に基づく合併特例債を見込むとともに、現行の地方財政制度を基本に臨時財政対策債を見込んでいます。

⑦ 分担金及び負担金

分担金及び負担金は、地方自治体が行う特定の事業に充てるため、受益者から経費の全部又は一部を徴収するものです。

分担金及び負担金については、過去の実績に基づいて推計しています。

⑧ 使用料及び手数料

使用料は主に公の施設の使用料であり、手数料は特定の者に提供するサービスに対する費用として徴収するものです。

使用料及び手数料については、過去の実績に基づいて推計しています。

⑨ 諸収入

諸収入は、他の歳入項目に含まれない収入をまとめた項目の総称で、延滞金や預金利子、雑入等で構成されています。

諸収入については、過去の実績に基づいて推計しています。

⑩ 繰入金

新町建設計画に係る一部事業について基金からの繰り入れを見込んでいます。

【歳 出】

① 人件費

人件費は、地方公務員の給与や退職金等に要する経費のことです。

人件費については、合併後一般職の退職者の補充ができるだけ抑制することによる削減効果や、特別職等の削減効果を見込んでいます。

② 物件費

物件費は、臨時職員の賃金のほか、旅費、事務用物品の購入費、光熱水費、業務委託費等に要する経費のことです。

物件費については、合併に伴うスケールメリット等を見込んでいます。

③ 維持補修費

維持補修費は、公用施設を保全するための経費のことです。

維持補修費については、過去の実績に基づいて推計しています。

④ 扶助費

扶助費は、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費です。地方自治体独自の支出も含まれます。

扶助費については、過去の実績に基づいて推計しています。

⑤ 補助費等

補助費等は、各種団体に対する補助金、加入団体に対する負担金等に要する経費のことです。

補助費等については、合併に伴う重複事務の是正等影響額を見込んでいます。

⑥ 投資的経費

投資的経費は、道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設等の公共施設の新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。

投資的経費については、主な事業費及びその他の経常的な事業を見込んでいます。

⑦ 公債費

公債費は、地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のことです。

公債費については、合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、合併後の新町建設計画事業等に伴う地方債の新たな借り入れによる償還額による影響額を見込んでいます。

⑧ 投資及び出資金・貸付金

投資及び出資金・貸付金は、主に公社等への出資や財団法人への出捐、中小企業への貸付などに充てられる経費のことです。

投資及び出資金・貸付金については、過去の実績に基づいて推計しています。

⑨ 積立金

積立金は、特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費のことです。

積立金については、合併市町村振興基金創設に伴う積立金を見込んでいます。

⑩ 繰出金

繰出金とは、一般会計と特別会計間において支出される経費のことです。

繰出金については、特別会計の作成する見通しに基づいて推計しています。

2. 財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	1,204	1,252	1,226	1,165	1,154	1,169	1,097	1,111	1,173	1,064
地方譲与税・交付金	342	275	247	238	242	233	213	213	223	248
地方交付税	3,802	3,902	4,033	4,077	4,214	4,158	4,223	4,139	3,858	3,635
国庫支出金	608	406	606	611	459	528	311	412	441	616
道支出金	212	320	237	231	341	352	232	279	308	312
地方債	1,038	714	695	319	442	395	318	573	435	1,182
分担金及び負担金	30	31	37	38	48	41	42	43	38	36
使用料・手数料	313	325	332	297	292	285	284	276	270	259
財産収入・諸収入等	524	482	372	415	347	370	474	464	412	328
繰入金	1,121	1,033	334	36	201	1	1	1	270	33
合計	9,194	8,740	8,119	7,427	7,740	7,532	7,195	7,511	7,428	7,713

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地方税	1,055	1,050	1,019	1,014	1,009
地方譲与税・交付金	238	242	262	262	262
地方交付税	3,363	3,160	3,031	2,989	2,914
国庫支出金	508	364	366	333	277
道支出金	353	251	245	243	228
地方債	788	328	429	282	221
分担金及び負担金	37	37	37	37	37
使用料・手数料	258	258	258	258	258
財産収入・諸収入等	217	82	81	81	81
繰入金	148	189	312	218	280
合計	6,965	5,961	6,040	5,717	5,567

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。

※18年度から26年度は、決算の額を記入しています。

【歳出】

(単位：百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	1,599	1,525	1,464	1,416	1,374	1,286	1,330	1,429	1,353	1,289
物件費	917	1,070	974	939	876	990	981	978	1,020	1,080
維持補修費	57	46	68	160	100	108	157	138	163	108
扶助費	417	455	501	492	600	622	620	610	665	661
補助費等	997	959	1,066	975	965	984	840	1,112	1,210	1,326
投資的経費	1,770	869	777	543	342	436	171	630	541	943
公債費	1,684	1,724	1,780	1,821	2,113	1,627	1,407	1,275	1,273	1,230
投資・出資・貸付金	42	81	53	41	25	21	34	12	44	8
積立金	648	891	380	95	257	202	563	259	27	41
繰出金	981	1,003	858	784	901	1,002	863	878	992	1,000
合計	9,092	8,623	7,921	7,266	7,553	7,278	6,966	7,321	7,288	7,686

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	1,220	1,196	1,197	1,191	1,140
物件費	1,081	994	992	988	982
維持補修費	118	140	157	111	116
扶助費	644	645	645	645	645
補助費等	809	809	718	758	700
投資的経費	981	169	427	108	86
公債費	1,103	980	863	860	849
投資・出資・貸付金	8	8	8	8	8
積立金	2	2	2	2	2
繰出金	999	1,018	1,031	1,046	1,039
合計	6,965	5,961	6,040	5,717	5,567

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。

※18年度から26年度は、決算の額を記入しています。

国・地方の財政状況は今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、この財政計画では、人件費などの行政経費の削減を図るとともに、国の合併に伴う財政支援措置を活用しながら、必要な事業を実施するための財源を確保しています。

行政経費の削減効果

区分	削減額	備考
議員報酬	6.4 億円	平成 19 年 4 月まで在任特例。平成 19 年 5 月以降、段階的に 28 人から 14 人へ 14 人の削減。合併後 15 年間の累計。対 16 年度。
町長、副町長、教育長の給与	9.0 億円	それぞれ一人ずつへ。 合併後 15 年間の累計。対 16 年度。
職員給	48.3 億円	平成 16 年度初：202 人を、平成 27 年度初：146 人へ。退職者は合併後 5 年間不補充。 平成 23 年度以降、退職者の 5 分の 1 補充。勧奨退職応募者 7 名を見込む。 合併後 15 年間の累計。対 16 年度。
物件費	3.0 億円	消耗品等の物品購入費や旅費、役務費、委託料等について、一つの団体になることによるスケールメリットとさらなる行革努力を反映して削減。合併後 15 年間の累計。対 16 年度。

国の財政支援措置

財政支援措置	支援額	備 考
合併市町村補助金（国）	1.5 億円	人口規模により算出される合併 関係市町村毎の額の合算額を上 限（3カ年計）。
合併市町村まちづくりの ための建設事業に対する 財政措置（合併特例債） (国)	38.9 億円	標準全体事業費 40.9 億円。
合併市町村まちづくりの ための基金造成に対する 財政措置（合併特例債） (国)	9.69 億円	標準基金規模の上限 10.2 億円（基 金造成の上限額）。
合併直後の臨時の経費に 対する財政措置（国）	1.5 億円	普通交付税（合併補正）による包括 的財政措置（5カ年計）。
新たな特別交付税措置 (国)	5.1 億円	合併を機に行われる新たなまちづ くり、公共料金の格差調整、公債費 負担格差の是正や土地開発公社の 経営健全化等への支援（3カ年計— 1年目：5割、2年目：3割、3年 目：2割）。
計	56.69 億円	

